

# 公開プロセスによる行政事業レビュー

平成24年6月7日（木）

環境省大臣官房

## 公開プロセスによる行政事業レビュー

1. 開催日時 平成24年6月7日（木）10:31～15:03

2. 開催場所 環境省第1会議室

3. 出席委員 9委員

赤井伸郎 委員

高橋洋 委員

水上貴央 委員

稲垣隆司 委員

小林辰男 委員

園マリ 委員

高岡美佳 委員

新美育文 委員

伊藤伸 委員（コーディネーター）

4. 議事

事業番号1：省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

事業番号2：国際連合環境計画拠出金等

事業番号3：環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

事業番号4：特定外来生物防除等推進事業

午前10時31分 開会

○伊藤コーディネーター それでは、時間になりましたので、これより環境省におけます行政事業レビュー（公開プロセス）を始めたいと思います。

まず初めに、横光副大臣よりご挨拶をお願いいたします。

○横光環境副大臣 皆様おはようございます。環境省予算監視・効率化チーム、チームリーダーの横光でございます。

本日の環境、この公開プロセスによる行政事業レビューの開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

まずもって、委員の皆様方には、本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

本日の、行政事業レビューでは、環境省といたしましては、担当部局自らが、その事業の必要性とともに、予算が最終的にどこに渡ったのか、何のために使われたのかといった、こういった実態を把握をいたしまして、そしてそれをまず国民の皆様にも明らかにいたします。その上で、この公開プロセスという場を通じまして、その結果を踏まえて、事業を再点検し、そして国民視点に立った、本当に効率的な事業執行と、そしてまた予算の策定を行ってまいりたい、このように考えております。

本日は環境省、全事業のうち、非常に事業規模の大きいもの、そしてまた政策的に優先順位が高いもの、さらにはこういった公の、公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効であると、そういった観点から四つの事業について今日は、議論をしていただくこととしております。委員の皆様方におかれましては、どうか事業の実態に照らして、本当にこの事業が本当に効率的に行われているか、そういったところをしっかりと見極めていただいて、そしてご審議をしていただきたい、そのように思っておりますので、どうかひとつ本日はよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○伊藤コーディネーター ありがとうございました。

それでは、続きまして、細野大臣よりご挨拶を頂戴いたします。

○細野環境大臣 遅れまして大変失礼いたしました。環境大臣の細野豪志でございます。

本日は、本当に皆さん、お忙しいところを環境省の行政事業レビューということでお集まりいただきまして本当にありがとうございます。恐らく、このレビューの意味というのは、今、横光副大臣のほうからもご説明いただいたのではないかというふうに思いますけれども、言うならば、省庁版の事業仕分けということで、岡田副総理のほうからも、大臣としてもし

っかりとやっていただけるように、参加をして、そして無駄遣いを無くしていくという取組をするようにという指示を受けておりました、野田政権にとりまして、この行政の無駄をいかに無くしていくのかというのは、最重要課題の一つというふうに認識をしております。

特に、環境省としてお願いを申し上げたいことは、今回の地震・津波、原発災害を受けまして、環境省の予算は約5倍という、そういう規模になりました。それだけ予算が大きくなるということは、当然、一つの結果として、それだけ大きな役割を担い、国民からも大きなやはり責任を託されたものというふうに考えておりました、今、省を挙げてその責任を全うすべく努力をしているところであります。

そして、大きな責任があるということは、その裏返しとして、そうしたお預かりをした予算というのを絶対に無駄にしてはならないという、そこも大きな役割であるというふうに思っております。特に、予算が大きくなりますと、その中で、果たしてその事業が必要なのか、予算としての使い方として適正なのかということについての、ともすれば目が届きにくい状況になることも懸念をされます。そういったことが絶対にあってはならないという思いで、このレビューを私どもも受けさせていただきたいというふうに思っております。

それぞれ、これまで専門的な、さまざまなご経験をされている方々に今日のご意見をいただくことになっております。ぜひ、忌憚のないご意見をいただいて、厳しい目でチェックをしていただければと、そのように思っております。

いただいたご意見というのは、これは聞きっ放しにすることはいたしません。しっかりと承って、予算の執行はもちろんでありますけれども、来年度の概算要求に向けての作業もそろそろ準備作業が始まりますものですから、そこでも反映をする形をとりたいと、そのように考えております。

大変、本当にお忙しい中、貴重な時間をいただいておりますので、そうした思いでこれから我々が取り組むということは、しっかりと皆様に責任者としてお約束申し上げまして、ぜひとも有意義な会になりますように、ご協力をお願い申し上げて、ご挨拶にかえたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○伊藤コーディネーター ありがとうございます。

それでは、これから公開プロセスをスタートいたします。簡単に、私から今日の流れをご説明させていただきます。

本日、コーディネーターを務めます伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

外部有識者の方につきましては、事業ごとに交代もありますので、皆さん、お手元の冊子

の中でご確認をいただければというふうに思います。

本日1日で4事業についてのレビューをいたします。1事業当たり45分ぐらいで結論を出すことになっております。これは、目安ですので、事業によっては、少し延長することもありますので、ご留意いただければというふうに思います。

また、本日、議論は原則として一問一答でいきたいというふうに思います。質問と回答がどうしても複数質問されるとばらついてしまいますので、できるだけ一問一答でお願いできればというふうに思います。

また、今日はインターネットでライブ中継もされておりますので、マイクを使ってご質問、ご答弁をいただければというふうに思います。

それでは、皆さんお手元の冊子1ページからになります。省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業につきまして、まず、ご担当よりご説明をお願いいたします。

○室石地球温暖化対策課長 地球温暖化対策課長の室石でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料でございますが、7ページ目をお開きください。事業の背景のほうからご説明をいたします。

7ページ、代替フロン等対策の課題等とございますけれども、もともとフロンというのは非常に便利な物質でございまして、非常に化学的に安定であるということもあって、いろんな用途がございまして、モントリオール議定書というふうに下のところに書いてございます、左に書いてございますけれども、これがオゾン層を破壊するという物質であるということがわかりまして、1980年代、あるいは90年代といったところから、このオゾン層対策というものが行われてきております。フロンがいけないということになりましたので、そのフロンにかわる物質、代替フロンに代えていこうと、当時、そういう流れでございました。ところが、その代替フロンにどんどん代えていったんですけれども、一方で、地球温暖化というものも問題視されるようになって、京都議定書というふうに真ん中に書いてございますけれども、この代替フロンがオゾン層は破壊しないんですけれども、地球温暖化にとっては、非常に悪い物質であるということでございまして、現時点におきましては、そのさらに右側にありますように、そもそもフロンでないものにする、ノンフロン化するというふうに道筋が向いていると、このノンフロンにすれば、オゾンも破壊しないし、温暖化も大丈夫であると、こういった方向に向いております。

おめくりください。8ページ目の上のほうですが、では、現在市場にあふれております代替

フロンというのは、どれぐらい温室効果ガスとして悪いものであるかということがこの上の表にございますが、地球温暖化係数と書いてありますが、これは非常に代表的な温暖化ガスであるCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）を1というふうに考えた場合に、その何倍の効果、温暖化の効果があるかという数字なんですけれども、代替フロン等3ガスというふうに真ん中の段にございますが、ハイドロフルオロカーボン（HFC）が大体数千倍から1万倍の効果があると、それからPFC（パーフルオロカーボン）とか、SF<sub>6</sub>（六フッ化硫黄）でございますが、主な排出源、右のほうに用途が書いてございますけれども、HFCは主に冷媒でございます。例えば、冷凍装置の冷媒とか、そういったものに使われるんですが、PFCとかSF<sub>6</sub>は工場の半導体製造、溶剤、洗浄用のものと、そういったものに使われておりますので、非常に管理がよくなされています。一方で、HFCは、ある意味、冷凍装置を使う方は素人でございますので、冷媒の管理というのがいかにげんになりがちな部分があるということで、漏れがあるということで問題が起きてきます。

下のグラフにございますように、代替フロンガスの排出量の試算というふうでございますが、実績値として2008年のところに、確定値として漏れている、漏出量、代替フロン等3ガスが書かれておりますけれども、HFCが1,500万tぐらいあると、将来的には、先ほど言いましたように、代替フロンにどんどん代えられていった結果、そういった機材がまた30年ぐらいかかって老朽化するということで、将来的にはどんどんそれが漏れてくるというふうに予想しております。2020年のケースでは4,500万t程度、これはCO<sub>2</sub>換算した数値でございますけれども、それぐらい漏れてくると。日本の二酸化炭素としての温暖化効果ガスの排出量が年間12億tとかというふうに言われておりますので、そういう意味からいくと、4,000万tという値はかなりの大きな値、影響が大きいというふうに思っております。

9ページ目に参りまして、使用時排出の主な発生要因とありますけれども、大体、先ほど1,500万tぐらい漏れているというふうに申しあげましたけれども、機器を設置するとき、使用するとき、廃棄するときというふうに分けますと、設置するときにはほとんど漏れません。1%ちょっとでございます。使用時に8割ぐらい漏れると言われていまして、廃棄時に2割ぐらい漏れると、全体としては、生産されている量の回収率としては3割ぐらいという、そういう現状でございます。7割漏れている中の割合としては、使用時が8割、それから廃棄時が2割というような状態でございます。

9ページの下段に、ノンフロンの製品の実用化の実態が書いてございますけれども、横軸が温度帯になってございまして、一番左がマイナス60度といった非常に低温のところですが、

左上のところに大型冷凍倉庫というふうにあります。こういったところが実用化されている。それから、左、一番上からちょっと斜め右下にいきますと、二酸化炭素、アンモニアとかありまして、中型業務用冷凍装置というのでありますが、これもごく最近実用化されていると。大型冷凍倉庫については5、6年前、中型のほうについては2年ほど前に実用化されておるということでございます。

すみません、6ページにお戻りいただきまして、私どもの事業の概要を示しておりますけれども、目的意識・意義については先ほど申し上げた背景でございますが、事業内容について、①、②、③とございますが、②、③というところが、先ほどの左斜め上の冷凍倉庫とか、あるいは食品工場といった大型装置の部分でございますが、①が中型装置、スーパーとか、コンビニエンスストアの冷凍・冷蔵庫、ショーケース、この辺は2年前に開発されたばかりということで、まだなかなか手がついていないという状態でございます。

補助内容といたしましては、一番下にありますように、開発されたばかりですので、非常に高価でございます。高価でございますので、差額の、つまり代替フロンのような機械、従来の機械との差額の3分の1を補助するという制度となっております。

1ページ目にお戻りいただきまして、真ん中の段に予算額・執行額とございますが、一応私どもは執行率のほうは、過去、21年度99%、22年度93%といった具合で高くなっておりますが、23年度は1件、私どもが交付決定する前に早期着手してしまった事業者がございまして、取り消しをせざるを得なかったということで、ちょっと低くなっております。

それから、当事業の目標値でございますけれども、その表の右下のほうに、目標値として24年度3万tというふうにございますが、これは省エネ装置であるということをもちまして、省エネによるCO<sub>2</sub>削減効果として3万tでございますが、一方で、先ほど言いましたように、フロンをノンフロン化しているという部分での効果というのがございますので、これを目標に換算しますと、大体17万t程度、16万8,000tという値が目標になります。

実績としては、23年度で約半分の1万4,000t、省エネ以外のフロンとしての効果としては、8万1,000tぐらいというような実績を上げております。単位当たりコストについては、トン当たり1,200円程度ということで、太陽電池とか、あるいはそういった通常のCO<sub>2</sub>削減装置をつくるのに比べれば、10分の1ぐらいのコストで済んでいるということでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目のほうで、真ん中のところに点検結果というのがございますけれども、私どもといたしましては、5、6年前に開発された大型の冷凍装置についての補助をさせていただいておりましたけれども、2年前にようやく、中型のほうが開発されて

おりますので、これからは、スーパーとか、あるいはコンビニの中型のほうに主力を移していきたいと。大型のほうは価格差が非常にあったんですが、大体、通常の商品の倍ぐらいノンフロン装置としては価格差があったんですけども、最近の私どもの調べでは、従来より2割程度価格が下がってきているということも掴んでおりますので、もう少し下がるところまでは補助させていただきたいと思っておりますけれども、ある程度下がれば、大型のほうから中型のほうに重点を移すということもあっていいものかなというふうに考えております。

それから、その用途でございますけれども、3ページのほうには、補助の行き先が書いてございますが、民間事業者でございます。先ほど言いましたように、流通倉庫を設置されているところであるとか、あるいは食品工場であるとか、冷凍食品をつくっていらっしゃるような、そういうところに対して補助をしております、地方環境事務所を介しておりますけれども、特に事務費等、途中で抜けているわけではございませんで、補助金として、そのまま民間事業者へ設置費用が渡っているということになっております。

5ページ目をおめぐりいただきますと、23年度の主な支出先、上位ということで、10者リストが書いてございますけれども、ご覧いただきますとわかりますように、流通倉庫とか、食品工場といったところになっております。

先ほど、最近開発されたというふうに申しあげましたスーパーについては、Cの欄の6番、生協組合コープかながわ、ここがスーパーマーケットとしての第1番目の事例というふうになっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊藤コーディネーター ありがとうございます。

それでは、ご質問、お願いたします。赤井さん、どうぞ。

○赤井委員 すみません。赤井と申します。よろしくお願いたします。

まず、事実の確認からしたいんですけども、昨年度、1ページ目見ると、22年度から23年度で、この事業を活用して導入したのが、これ39から63になっているので、25事業ということだと思っておりますけれども、この事業を活用せずに、この装置を導入した施設、昨年度と、これまでどういふのがあるのか教えてください。

○室石地球温暖化対策課長 全国に大体3,000装置ぐらい、大型についてはあると言われております、年間100装置ぐらい更新されているという中で、旧来どおりの代替フロンで更新されたものがその4割、40台ぐらいで、ノンフロン化されたものが60台ぐらい。補助としては、先ほどおっしゃいましたように、25ということでございますので、60の中の25が私どもの実



績。残りがノンフロンを民間だけでやっているということです。

○赤井委員 民間だけでやっているところは、この事業を使っていないわけですが、その理由というのはわかるのでしょうか。

○室石地球温暖化対策課長 非常に環境意識の高い大企業については、割高でも入れているというふうに考えております。それから、先ほど申し上げましたように、少し値段が下がってきておりますので、従来であれば倍価格差があったんですけども、近年ですと2割ぐらい下がってきたということで、ある程度入ってきている。ただ、逆に申し上げれば、私どもの補助している分と、従来どおりの代替フロンを足せば6割ぐらいになってしまいますので、放っておきますと、6割ぐらいが旧来どおりの製品しか入らなかったのではないかというふうに思います。

○赤井委員 補助制度がなくても入れているところもあって、そこはなくても入るわけですよ。補助制度を使って入れているところもあって、それが補助制度があるために本当に入れたのか、なくても入れたのか、そのところが割と効果という意味では重要だと思うんですが、あと一つ、投資の採算性について教えてほしいんですが、今、価格差があって、ただ個人的にも、CO<sub>2</sub>のところは個人に返らないと思うんですが、節電ができるので電気代が安くなる部分があると思うんですが、その価格差と電気代で何年ぐらいで投資（回収）が可能になるのか、そのところを教えてください。あと、耐用年数と。

○室石地球温暖化対策課長 まず、耐用年数のほうですけれども、30年ぐらい使い続けられております、一般にですね。

それから、省エネでもって、電気代で浮いた分で投資回収ということを考えた場合に、大体7年ぐらいというふうに言われております。

○赤井委員 ということは、30年で使える機械で7年で回収できるわけですから、なくても、普通に考えて投資する価値はあるというふうにも考えられるので、その意味からもちょっと評価しないといけないかなと思いました。

以上です。

○室石地球温暖化対策課長 ただ、民間の方の投資意識としては、大体3年回収ぐらいの短期で回収できないものには、なかなか資本投下できないという、最近の厳しい状況がございますし、最近ではもう1年ぐらいじゃないとという経営者の方もいますので、7年ですと、なかなか難しいのかなというふうに思います。

○伊藤コーディネーター 水上先生。

○水上委員 水上と申します。よろしく申し上げます。

幾つか確認をしたいんですけど、まず業者の方が3年ぐらいで回収できないとだめだとか、場合によっては1年だというのは、何件ぐらいの業者の方にヒアリングをされたんですか。

○室石地球温暖化対策課長 これはですね、フロンに限らずなんですけれども、通常的な回収、アンケートとして1,000件ぐらいの確かアンケートをしております。フロンに限らず、温暖化対策ということで聞いておりますけれども。

○水上委員 フロンに限らず温暖化対策の予算は1年ぐらいで回収できないと、企業の方は投資しないということになっているんですかね。でも、実際は7年とか、8年で回収ができるんだとすると、むしろ規制によって後押しをして、規制があるからしょうがないねと。でも、実際には7年、8年で回収できるから、そんなに損はないねというほうが、効率としてはいいように思いますが、その点はいかがですか。

○室石地球温暖化対策課長 それについては、規制というのは、ある段階からは必要だというふうに考えております。ただ、価格差が倍とか、あるいは2割下がったということは、6割増しぐらいということになりますけれども、その程度の状態で入れますと、もともと3,000台という、そんなに大きな市場でもございませんので、なかなか装置を設置されている方にとってはきつい状態があるのかなと。ですから、もう少し、2割、3割ぐらいの価格差程度までいけば、規制を導入してもいいのではないかというふうに思っております。現在、審議会のほうで規制について審議を始めたところでございます。

○水上委員 しかし、事実として60台のうち、半分以上は別に補助を受けなくても入れているという事実はあるわけですね。

○室石地球温暖化対策課長 はい、そうです。

○水上委員 それは事実としてはありますね。

○室石地球温暖化対策課長 はい。

○水上委員 次にちょっと聞きたいんですけど、さっきの説明の中で代替フロンの排出量が1,500万tぐらいあるみたいなご説明があったと思うんですけど、これはいわゆる二酸化炭素に換算したベースの1,500万tということですか。

○室石地球温暖化対策課長 はい、そうでございます。

○水上委員 この事業で、代替フロンがどれぐらい、じゃあ削減できるかという説明については、8.1万tぐらいだという話がありましたけど、それはそれでいいですか。

○室石地球温暖化対策課長 はい。先ほど申し上げましたが、今までの累積で年間8.1万tぐ

らしいの効果だというふうに考えております。

○水上委員 じゃあ、1,500万t排出されるうちの8.1万tぐらいがこの事業で削減できるはずだというふうにお考えになっているということですか。

○室石地球温暖化対策課長 そうです。

○水上委員 なるほど。使用時排出の主な発生原因というのが9ページの上のページにありますけれども、それぞれの①から④でいうと、どれぐらい排出されているんですか。

○室石地球温暖化対策課長 下のアスタリスクにもありますけれども、それぞれ複合的に絡み合っているということですので、なかなか分解はしにくいという部分がございます、ちょっと①単独でということ、なかなか言いにくいんですが、先ほど申し上げましたように、全体、漏えいしている中での8割ぐらいは、使用時から出ているということは把握しております。

○水上委員 その中でどうなっているかはよくわからないということですか。例えば、使用年数が何年間、例えば最初の30年間にどれぐらい出て、その後どれぐらい出ているかみたいなことってわかりますか。

○室石地球温暖化対策課長 個別のデータはございません。

○水上委員 この補助をしたことによって、新しい機器に入れかえたときの古い機器のほうに既に代替フロンが漏れてしまっているのか、それともまだ漏れていなかったのかについては確認されていますか。

○室石地球温暖化対策課長 私ども、補助要綱のほうで、古い機械を私どもの補助する新しい機械に変えるときに、旧来の代替フロンの装置については、一切漏らさないように回収をするべきと、設置替えをするべきということは補助要綱のほうにうたっております。

○水上委員 それはどうやって確認しているんですか。

○室石地球温暖化対策課長 確認としては、設置者の方の自主的な申告ということになります。

○水上委員 確認していないということでもいいですか。

○室石地球温暖化対策課長 申告されたものを確認しております。

○水上委員 つまり、漏らさないようにしていますと言えば、それで信じているということですね。

○室石地球温暖化対策課長 そうですね。

○水上委員 ちょっと、私ばかりしゃべってもあれなんで、一旦、ここでコメント差し上

げますが、これは、そもそも、今使っている機器からフロンが漏れているかどうかという議論については、廃棄時排出を例えば絶対になくすようにチェックをしているわけでもないし、そもそも使用時に漏れているものについては、経年劣化等で30年間に漏れてしまっていたら、かえる時点では、既に漏れてしまっているわけで、すると、まず今の機器から代替フロンを排出する効果を抑制するという効果は、この事業からは多分ないと思います。今の機器からね。

次の機器がいずれにしても、ノンフロンになるということによって、いずれは効果があるはずだという話がもう1個は考えられますけれども、今の補助率で、特にショーケース等々は圧倒的に数が多い状態で、この補助を続けたとしても、実際、この環境省さんの試算でも1,500万t中8.1万tだというふうに言われているわけで、極めて効果は低いと思いますが、それでもなおこの事業を続けなきゃいけない理由は何なんですか。

○室石地球温暖化対策課長 確実に国の補助があると、それを使って利用されるお客様がいるということで、価格が低減する効果があるというふうに思っておりまして、価格が低減すれば、おっしゃるように、さらにどんどん自前財源だけでお入れになる業者が増えてくるというふうに考えております。

もし、私ども発明されたばかりの製品について国庫補助なしで開始すると、なかなかやっぱり普及しないということがあるのではないかというふうに思っております。

○水上委員 ここでやめますが、ただ現実には、補助なしで入れている業者も半分以上あって、価格差も既に縮まっているというのが事実だと思いますので、その点指摘させていただいて、私は一旦終わりにします。

○室石地球温暖化対策課長 はい、そのとおりです。

○伊藤コーディネーター 園さん、どうぞ。

○園委員 園と申します。今のご質問の続きになるかと思いますが、この予算で、スーパー、コンビニ向けの装置の価格というのはどのぐらい下がる効果があると把握されていますか。

○室石地球温暖化対策課長 スーパー、コンビニについては、2年前に開発されたばかりでございますので、今のところ、私どもの補助実績も先ほど申し上げました1台のみというふうになっておりますので、まだ低減した実績というのは把握できていないんですが、現在のところ、1装置平均で7,000万円ぐらいしていると。従来の代替フロンの装置であれば、その半分の3,500万円ぐらいであるということですが、大型のほうが3,000万円ぐらいがノンフロンの装置で、従来型は1,600万円とか1,500万円ぐらいだと、その半分ぐらいだという状態で、5、

6年前から始めて、5年たって2割下がったということですので、同じぐらいの効果は期待しております。始めたばかりですけれども、5年ぐらいすれば2割ぐらい下がるんじゃないかという期待をしております。

○園委員 もう一つよろしいですか。スーパー、コンビニ向けの装置で、省エネルギー性にすぐれることによる節電効果、経済メリット等は把握・周知されていますでしょうか。

○室石地球温暖化対策課長 先ほどの大型装置とほぼ同じだというふうに考えております。

○園委員 そうすると、7年で回収と考えていらっしゃるんですか。

○室石地球温暖化対策課長 そうですね。

○伊藤コーディネーター 稲垣さん、どうぞ。

○稲垣委員 今の関連なんですけど、量産化されていけば、価格が低減されるという、先ほど、大型は倍ぐらいになっていたやつが2割程度まで下がってきたというの、これはいいんですけど、中型というのは、これ特殊な装置だと思うんですね。家庭用のものなんかと違って、本当に量産化ができて、そこまで下がっていくかどうかというのは、非常に疑問なんですけれども、どういう見通しをお持ちなのか、ちょっと教えてください。

○室石地球温暖化対策課長 価格が下がる、その下がり方というのも何種類もあると思っておりまして、例えば半導体のようなものというのは、例えば、生産量が倍になれば、価格が逆に4分の1にも下がるみたいな、こんなふうにならなくて、急激に下がっていくと思うんですけれども、この装置は、おっしゃるとおり、ある種、オーダーメイド的な部分も持っておりますので、最初の発明に要した対価を回収するまではなかなか下がらない。そこから辺から下がり始めるんですけれども、大体一次直線的に下がるのがせいぜいではないかなというふうに見ております。

○稲垣委員 1ページの、これ見方なんですけれども、ちょっとよくわからないんですが、中段に成果の目標及び成果実績というのがあって、トン数がずっと書いてあるんですが、その下に達成度が書いてある。さらに、その下に活動実績というのが書いてありまして、これでいきますと、例えば22年度を見ますと、当初見込みが20台だったものが36台というふうになってきてるわけです。39台ですか。これ、累積という理解でいいんですか。

○室石地球温暖化対策課長 これは累積で書いてございます。

○稲垣委員 累積で書いてあるんですね。そうすると、24年度目標3万tというふうになっておりますけれども、ここまでくれば、これは継続をもうやめられるというのか、先ほどの議論と一緒になんですけれども、価格との関係と、この目標との関係はどのようなふうに理解すればい

いのか、ちょっと理解できないんですが。

○室石地球温暖化対策課長 この目標自体は、ちょっと5年前に立てたということもございまして、当時は、例えば計算をちょっとたどってみましたところ、250台ぐらい導入して3万tを削減するという予定だったんですが、私ども、今63施設で、その半分の1万4,000まで来ているということで、ちょっと台数の予測については、ちょっと狂ってきておりますけれども、ただ、トン数については半分ぐらいまで来ているということなんですけれども、私ども、価格の下がり方からいきますと、あと3年ぐらいすれば、もう3分の1ぐらい下がることになる。そうすると、今、もともと当初は倍の差額があって、その差額の3分の1を補助していたということになりますので、全体で3割、今2割ですけど、それが全体で3割ぐらいまで下がると、補助を始めたときの設置者のご負担という部分ぐらいまでは水準が下がるんじゃないかというふうに思いますので、もう、多分3年ぐらいやらせていただければ、その水準まで下がるんじゃないかなと。

○稲垣委員 特に継続の時期というのをもう一度見直していただいて、きちっとやる必要があるのかなというふうに思いました。

○高橋委員 高橋と申します。よろしく申し上げます。

この事業はフロン対策ということですけども、直接的にはCO<sub>2</sub>を減らすということによろしいかと思うんですけども、こういう省エネ等で効果をねらったものというのは、経済産業省のほうにもあるということだと思っておりますけれども、実際にエネルギー使用合理化事業者支援補助金ですか、というものがありますよと、ただ、対象が若干違いますよというご説明だと思っておりますけれども、この辺り、例えば、どちらに出すとか、あるいは両方とも出せるのかとか、そういう使う側から見た場合の重複とか、そういう問題というのはどのようになっているのでしょうか。

○室石地球温暖化対策課長 経済産業省の、今ご指摘のエネルギー使用合理化事業者支援補助金でございまして、公募要領の中で、二つ縛りがございまして、一つは、エネルギー消費を抑制する機能以外に新たな機能が付加されていないということがございます。もう一つが、中小企業であることというのと、先端技術に重点を絞らましようという、その2点が制限になってございまして、フロン化するというので、機能が付加されている部分とか、あるいは中小企業だけしかできないとか、あるいは先端技術という、本当に発明されたときだけしか、多分補助ができないということになりますので、私ども聞いたところでは、これまでこの経産省さんの補助金でノンフロンの冷凍装置を入れた実績はないというふうに聞いて

ております。

○高橋委員 例えば、これまで実績がないということだったんですけども、今後そういうことは起こり得るのかとか、あるいは何か、例えば一つの事業者が二つとも出すとか、そういうことというのはできるのかとか、その辺はどういう仕組みになっているのでしょうか。

○室石地球温暖化対策課長 まず、後者のほうからですけれども、ダブルで補助金をもらうことはできないように、私どももしております。仕組みとして、しております。

それから、これでできるか、エネルギー使用合理化補助金で補助ができるかという、先ほどの制約がある中においてはできないというふうに考えます。

○高橋委員 あと、フロンという意味でも、経済産業省のほうには、技術実証支援事業というものがあるというふうに理解をしているんですけども、技術開発の支援を片や経済産業省がすると。こちらではある意味、それで開発されたものを補助金という形で支援をする、この関係というのはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○室石地球温暖化対策課長 これは、一般的にも言えることではありますけれども、経産省さんはどちらかというと、技術開発をやっているらっしゃって、私どもは二酸化炭素を削減するという観点から、その排出抑制のためになるもの、特に支援が必要なものについて、商品化されたものについて、つまり実用化としての、実用効果があるものについて補助をしているという関係だと思っております。

○高橋委員 例えば、先ほどの補助金の話と、今の技術支援と、補助金、フロンの場合ということにおいて、例えば、どういう施策をどういうふうに組み合わせれば、一番効果が上がるのかとか、そういうことを経済産業省さんと協議とか、議論というのはされているのでしょうか。

○室石地球温暖化対策課長 先ほど審議会を動かし始めたというふうに申し上げましたけれども、産業構造審議会と、それから中央環境審議会、どちらもフロン小委員会というのをつくりまして、それを合同で、同時開催という形で開催を始めておりまして、非常に緊密に経産省さんとは話はさせていただいております。

○高橋委員 この手の話というのは、本当に山ほど重複しているものというのはあると思います。去年の秋に政策仕分けがあつて、私、エネルギー関係のほうの仕分け人をやらせていただいたんですけども、その際にも、やはり重複排除というものをしっかりと検討してくださいという申し送りをしたというふうに記憶をしております。やっているというふうなお話だったとは思いますが、例えば、技術支援を受けて出た商品に、また補助をする

のは、果たして適切なのかどうか、そういう論点がまだまだあると思いますので、さらにその点、しっかりと調整をして、無駄のない執行に努めていただければと思います。

以上コメント。

○伊藤コーディネーター これ、事実として教えていただきたいんですが、採択は、実績はないという今のお話だったと思うんですけど、申請があったかどうかというのは把握できていますか。経産省の事業のほうで。

○室石地球温暖化対策課長 そこは経産省にまだ聞いておりません。実績だけを聞きました。

○伊藤コーディネーター まさに、高橋さんがおっしゃったとおりで、前の仕分けをやっているときも、事業者からすると、補助事業はもらえるんだったら、ある意味、どこでもいい部分があって、それは出し手としては、この目的、この目的と細分化はするんだけど、受ける側はあまりそこは考えてない部分がありますので、であれば、やはり出し手が統合するほうが、それは業務効率につながるというところがこれまでの議論でもあったと思いますし、そこは重ねてお願いいたします。

小林先生。

○小林委員 今までのご質問に絡むかと思うんですが、大きく言うと、今、温室効果ガスの削減ですか、温暖化対策の大きな見直しをやっているわけですね。その中で、エネルギー起源だけじゃなくて、フロンを削減すると、効率的にCO<sub>2</sub>を削減できるので、どういうふうにこれは位置づけられるのかという、それとの多分整合性がこういう事業も非常に重要だと思うんですね。それから、価格差が2割ぐらいになれば、この補助事業を打ち切っていきたいということだったんですが、例えば、大企業じゃなくて、中小企業にこの対象を絞るとか、そういう、今申し上げた、大きなCO<sub>2</sub>削減の計画の中で、この事業をどういうふうに今後位置づけていくのかとか、そういうちょっと大きな計画との整合性みたいなものは、今、どうのご検討になっているのでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○室石地球温暖化対策課長 おっしゃるとおり、今、中央環境審議会のほうで、2013年以降の対策というものを検討させていただいておりまして、その中に非エネルギー起源のフロンについても、中身としては入っておりまして、その中のロードマップの中で、先ほど申し上げましたような規制をやはりするべきとか、あるいはフロンについて、こういった製品についてはこれぐらい下げていくべきというご提案が委員からなされておりますので、それはもちろん、私ども、しっかり見ながら、こういう対策を考えております。

大きな流れとしては、ちょっと先ほども申し上げたかもしれませんが、大型のほう



については価格が下がってきておりますので、あるところでやめさせていただきたい、価格をよく見ながらやめさせていただきたい。それで、そこからは中型のほうのスーパーのほうに重点を移させていただければというのが今の私どもの思いでございます。

それからもう1点だけ、先ほどの経産省さんの補助事業について、ちょっと1点補足をいたしますと、向こうのほうの補助については、差額補助ではございませんで、通常の設定費用自体の3分の1の支援をしておるといふ、非常にいい、つまり設置者から見ると、申請者から見ると非常に内容のいいものになっておりますので、実績がないというのは、やはりどうしても使えないからだというふうに思います。

以上です。

○伊藤コーディネーター 稲垣先生。

○稲垣委員 もう1点確認させてください。今回の補助事業ですけれど、省エネ自然冷媒が打ってあるんですけれど、自然冷媒というのはわかると思うんですね、アンモニア等へ全部、ノンフロンに代えていっちゃうということなんですが、省エネというのは、省エネ効率というんですかね、それが補助条件になっているかどうか、これだけ確認してください。

○室石地球温暖化対策課長 はい、補助条件になっております。

○稲垣委員 どの程度になっているんですか。

○室石地球温暖化対策課長 省エネでなければ補助しないということにして……。

○稲垣委員 省エネ率がどの程度だとか、そういうことはなくて、少しでも省エネになっていけばいいのかどうか、その辺はどうなっているんですか。

○室石地球温暖化対策課長 基本的には、補助申請数よりも採択が少ないという状態でございます。選ぶときに、そういう省エネ効果の大きいものから採択しておりますので、小さいのは必然的にはじかれております。

○稲垣委員 基準はないの。

○室石地球温暖化対策課長 すみません、基準としては設けておりません。

○伊藤コーディネーター コメントシートをご記入しながらをお願いいたします。記入する場所は、全部で3カ所ありますので、記入しながらお願いします。

水上さん、どうぞ。

○水上委員 ちょっとまず、数字を確認したいんですが、今後、ショーケース等々も補助対象にしたいという話だったんですけど、結局、その小型冷蔵機器とか、別置き型ショーケースというのは何台あるんですか。

○室石地球温暖化対策課長 まず、今でも補助対象にはなっております。それで、1台実績があるんですが、設置台数としては6万台というふうに言われております。

○水上委員 6万台ですか。

○室石地球温暖化対策課長 全国で。

○水上委員 小型冷蔵庫が。

○室石地球温暖化対策課長 小型というか、中型のショーケースのお話。

○水上委員 中型のショーケースが6万台あるんですか。

○室石地球温暖化対策課長 コンビニとか、店舗数です。店舗数ですので、その店舗に3台入れたり、2台入れたりというのがあるとすれば、ちょっと台数としては、すみません、そのさらに何倍ということになりますけれども、スーパーマーケットとコンビニエンスストアの現在の日本の店舗数は6万店舗あると言われておりますので、そこで必ずショーケースというのはございますので、その入れ替えを考えているということです。

○水上委員 逆に言うと、そのぐらいで済んでいるんですか。数的には。対象になるものというのは。スーパーって、すごいたくさんあるようなイメージがあるんですけども。

○室石地球温暖化対策課長 統計的にはそういう……。

○水上委員 そういうことになっているんですか。そのうち、何台ぐらいを、この補助の中で今後採択していくつもりなんですか。

○室石地球温暖化対策課長 それは、価格を見ながらということになるので。特に何店舗というところまでではなくて、価格を見て、例えば先ほど言いましたように、3割とか、2割とかに近づけばやめるというような、そういうやり方だと思っております。

○水上委員 ちょっと、ここから意見なんですけど、私、この事業って、あんまり効果ないと思うんですね。規制にしたほうがいいと思います。というのは、今後について、6万台なのか、何台あるか知りませんが、そのうち、例えば10台補助しましたとか、20台補助しましたといっても、しょせんは極めて限られているもので、代替フロンというのは、二酸化炭素換算ではるかに温室効果があるというふうに一応経産省としては考えているんでしょうから、少しでも漏れちゃったらまずいということになると思うので、これはむしろ、特に7年、8年で回収できるのであれば、規制をすることがそれほど、ご無体ではないと思いますので、むしろ規制を考えるべきだと思います。

さらに、もう少し配慮するとすれば、最初は財務体力のある大企業について義務化をして、3年なり、4年たって、価格が下がってきたら全面規制にするというようなやり方で、中小企

業にいきなり、これ規制にすると、結構大変だと思いますけれども、そこは段階を踏むことで、規制によっても、結果として、大企業にまず規制をかけること、大企業から入れれば、価格は必ず下がるから、価格低減効果があった後に中小企業に広げれば、むしろ、今みたいな形でちまちま補助しているよりも、価格低減効果大きいと思いますので、そっちのほうが、結局のところ代替フロン削減効果は大きいと思いますけれども、なんで補助にこだわるんですか。

○室石地球温暖化対策課長 規制が直ぐにできるかというところが、人体にとって有害な物質かどうかというところでいくと、代替フロンも特に有害ではないというのがございまして、これが人に、健康に悪影響を与えるものですと、おっしゃるとおり、即かけるということが、例えば自動車の排ガスのようにできると思うんですけれども、そういう意味で価格差が倍もあるということに対して、非常に強権的な規制をかけるというのが、どこまでの現実的なものか、それは……。

○水上委員 すみません、ただね、これまでの環境省の説明って、温室効果ガス、特に代替フロンについては、地球温暖化効果が極めて大きいので、これは補助しなければならないほど出してはいけないガスだと言っているんですよね。にも関わらず、今の説明って、規制するほどのガスではありませんという説明だから、矛盾ではないでしょうか。

○室石地球温暖化対策課長 いえいえ、規制も当然視野に入れて考えたいと思いますけれど、もうちょっと価格が下がるのを待ちたいということでございます。

○水上委員 そこについては、今のは、私、最後意見ですから、大企業から順に規制をしていけば、中小企業がそれほど大きな不利益を受けることなく、むしろ、本当に経産省が代替フロンを出すのをやめたいのであれば、より効果の大きい政策手段があるというふうに意見を申し上げます。

○伊藤コーディネーター 赤井さん、どうぞ。

○赤井委員 ちょっと細かい話ですが、6ページのところに補助の内容を書いているんですけども、ここに導入費用の差額というふうに書いてあるんですけど、この実際の額というのは、どういうふうに計測されているんですか。それで、すべての導入実績の価格か何かを調整されているんですか。

○室石地球温暖化対策課長 当然、これはほかの補助金もそうだと思いますけれども、当然、最初に交付決定をして、最後精算するという行為がございまして、価格については、個別にそれぞれ把握をしております。ちなみに、平均的なことを申し上げれば、先ほど申し上げ

ましたけれども、大体、大型装置については3,000万円ぐらいと言われていて、それが少し下がってきていると。中型装置については7,000万円ぐらい、これ平均的なものですが、それぐらいです。

○赤井委員 このノンフロンというか、古いタイプの値段を引き下げると差額が広がりますよね。

○室石地球温暖化対策課長 そうですね。ただ、古いほうは、過去5年調べておりますけれども、1,500万円ぐらいで、差が全然変わらずに来ております。

○赤井委員 そこはチェックされている。

○室石地球温暖化対策課長 はい、しております。

○赤井委員 例えば、制度を使っている業者と、この制度と、あとこの制度を使わずに納入した業者もありますよね、業者というか、あると思うんですけど、それとで値段がどう違うとか、多分、これを使わなくても同じぐらいの値段まで値引きをするので入れればどうですかというようなことが実際起きているとか。この制度があることで、逆に競争があまりなくて、補助制度を使えるということで、値下がりが阻害されているとか、そういうことは起きてないんですか。

○室石地球温暖化対策課長 個々の、私どもの補助を使わずに入れていらっしゃる事業者にはちょっと当たっておりませんが、メーカーのほうにこういう場合に価格は幾らぐらいですかというのを聞くことはできますので、そちらのほうで、全体としてどのくらいかという相場のほうを聞くこともできておりまして、そういう意味では、それはメーカーに聞いているせいかもしれませんけれども、そんなに補助と補助でないものと、何か差があるというふうにはあまり聞いておりません。

ただ、おっしゃるとおり、個別に聞けば、また違うのがあるかもしれません。そちらはやっておりません。

○伊藤コーディネーター コメントシートのご記入を終わった方から回収をお願いいたします。

ほかにももしご質問、ご意見、ありましたらお願いいたします。

少し、今日の議論を整理いたしますが、多分、後のほうで小林さんがお聞きになった、多分この事業としては、大きな目的としては温暖化防止という、それをいかにするか。そのツールとして、こういう装置を入れ替えることで、その目標に達成をしていこうというものだと思います。

多分、もともとの計画よりも、実際に1台当たりの効果が高かったという部分が台数と実際の削減との差になっているとは思いますが、ただ、他方で5年計画の中で、多分24年度で達成するのは無理ですよ、3万tというのを達成するのは難しいという状況。多分、今日のご議論は、この部分だけの話ではなくて、全体の中でこの事業がどれだけの効果があるのかというところのご議論が多かったんだというふうに思います。

あわせて、やはり経産省でもともとやっている、それは違いがあるというご説明もいただいておりますが、なかなかそこが、ほかの事業も含めて、この間、そこが指摘されている中で明確に果たして役割分担ができていくかどうかというところが大きな論議であったかというふうに思っております。

もし、ほかにご意見があればお願いいたします。水上さん、どうぞ。

○水上委員 ちなみに、この事業をやるかどうかはともかくとして、少なくとも入れ替えのときに、古いものについて回収、ちゃんと代替フロンを回収するかどうかを確認するかどうか、あるいはその時点で代替フロンはもう漏れてしまっているのか、残っているのかを確認するといったことは、いずれにしても代替フロンが漏れることは大変問題だと思っているのであれば、やはり事業者の説明をただ信じるというのではなくて、全数調査をする必要があるかという議論はあるかもしれないけど、この数だったら、全数調査できるかもしれませんが、いずれにしても、何らか確認したほうが良いと思いますが、その点の今後の方針についてはいかがですか。

○室石地球温暖化対策課長 機器を例えば強制的にノンフロン化するという規制もあれば、例えば維持管理の部分の規制を強化するというやり方もあると思いますので、そちらについては、先ほど申し上げました審議会のほうで、ぜひその規制の内容について詳しく審議をこれからしていきたいというふうに思います。

できれば、次の通常国会辺りに、そういった規制内容を出せばありがたいと思っております。

○水上委員 この事業が逆に残らなければ、あんまりあれなんですけど、もし補助を続けるんだとしたら、少なくとも、補助したところについては、ちゃんと回収してもらえないとおかしいですよ。それは、私はちょっとそもそも続けるべきではないという意見だけれども、そこは少なくとも続く場合には、回収を確認するということについてはお約束いただけますか。

○室石地球温暖化対策課長 もちろんです。

○高橋委員 9ページのところのグラフなんですけれども、先ほどの、これまでの議論では、これまでは大型のところを中心にやってきましたよと、この一番左上のところですね。今後は、すぐ右下のところにある中型のほうに軸足を移していくんですよというご説明だったと思います。さっきからちょっと、台数とか、施設の数とかは、いろいろ出てきているんですけども、いまいちよくわからないのが、上の四角のサイズと、下のサイズの比といいですか、要は、結局何というんですかね、対象となる冷蔵施設掛ける数が全体の数になると思うんですが、どれぐらい規模が違うのか、同じなのかというのがいまいち、何か施設数だけを聞くとよくわからないんですけども、対象となる全体の市場規模といいいますか、それはどういう、これ、関係、比率になっているんですか。

○室石地球温暖化対策課長 ちょっと、この9ページの下の段の図では、ちょっと誤解を生んだかと思います。というのは、このブロックの横軸は温度帯でございますので、必ずしも、これぐらいの市場規模があるという、そういう枠組みを示しているわけではなくて、この中規模のやつは、マイナス数度からマイナス二、三十度ぐらいの温度帯、だから、この幅でおさまっているんで、もしこれが60度まであれば、もっと幅広くここは書いておりますので、ですから、市場規模としては、こちらの中型のほうが大型のほうよりも多いという……。

○高橋委員 多いというのは、具体的にどれぐらい多いんですか。

○室石地球温暖化対策課長 先ほど言いましたように、倉庫については3,000施設で、こちらのほうについては6万店舗掛けるそのショーケースの台数ということになりますので、もうちょっと多い、10万台とか、そういう範囲。

○高橋委員 それは台数ですよ、でなくて、金額に直すと、要するに、これは補助事業ですので、本来、例えば大型の冷蔵庫の場合、1台3,000万円とか払わなければいけないところを、3分の1ですか、補助ということなわけですよ。それ掛ける実績数が実際の予算ということになると思うんですけども、今後、同じようなことをこの中型のほうに拡大していった場合に、どれぐらいの予算規模まで拡大することが見込まれるのかというのが私の聞きたい本質です。

○室石地球温暖化対策課長 ちょっとすみません、計算自体は単純なので、差額の3分の1ということであれば、7,000万円に対して3,500万円の旧価格ですので、差額の3分1で1,200万円ぐらいになりますから、その1,200万円の施設数倍をすれば、その補助所要額が出ますので、ちょっとすみません、暗算で出てきませんが、かなりの規模ですが。

○高橋委員 今話を直観的に伺うと、大型の規模よりも相当大きくなるという理解でよろ

しいですか。

○室石地球温暖化対策課長 悉皆で補助するという格好であればそういうことになります。

○高橋委員 であるとすると、これ、意義が仮にあると、効果があるかないという言い方を言わせてもらいますけれども、したとしても、これ、大型をやって、中型どんどんやっつけていこうということであれば、果てしなく延々と事業が続くというか、予算措置が続くということになる可能性が高いような気もするんですけども、その辺りはどのように見込まれていますか。

○室石地球温暖化対策課長 大型のほうと、もちろん同じように価格差をよく見させていたでいて、価格が低減してくれば、当然やめますし、それから規制についても、同じように、こちら規制をかけていくということになると思います。

○高橋委員 やることは同じかもしれないけど、今のお話だと、中型のほうは圧倒的に対象となる規模が、価格という意味での規模が大きいということなわけですよね。

○室石地球温暖化対策課長 そうですね、はい。

○高橋委員 ということは、仮に同じ年数かけて、3分の1とかに下げるとしても、それに要する費用というのは何倍もかかるということになることですね。

○室石地球温暖化対策課長 理屈の上では、はい。

○高橋委員 ということであればですよ、なおさらこれは、今、現時点で非常に効果があるということであれば、それを中型のほうに適用拡大することに合意されるのかもしれませんが、私なんかは、水上さんほどではないにしても、効果にかなり疑問を持っておりますので、それをさらに何倍もの規模に拡大していくということについては、慎重になるべきと考えます。

以上、コメントです。

○伊藤コーディネーター それでは、ここで議論を打ち切らせていただきます。

評価結果出ておりますので、結果の報告及び取りまとめにつきまして、横光副大臣よりお願いいたします。

○横光環境副大臣 どうもありがとうございました。

この評価結果の取りまとめのプロセスのあり方ですが、この評価結果は、外部有識者の評価において最も得票数が多い選択肢によるものとなっております。そこで、外部有識者の評価結果をご報告をいたします。

一部改善が3、抜本的改善が1、廃止が2でございます。このルールによりまして、取りまと

め結果は、一部改善ということになります。ただ、コメントをたくさんいただいております。一部改善の中では、事業の必要性は理解できるが、事業継続時期やCO<sub>2</sub>削減目標も含め、見直しを行う必要があるというご意見。そしてまた、一部改善では導入事業者に対する省エネ・節電メリットの周知も徹底すべきであるということ。それから、抜本的改善のご意見としては、経産省の施策との重複も見られるので、ここは明確にすべきと、こういったコメントがございまして。そして、廃止という、コメントもございまして。既に、本事業を利用しないで設備を導入した実績が、利用して導入した実績よりも多いことも踏まえ、本制度の意義効果は小さいと思われる。本事業がなくても導入が進むと思われるというコメント。さらに、廃止というコメントでは、規制で対応すべきであると。例えば、まず大企業について義務化し、3年程度たって価格が下がることを全面義務化とすべきだというご意見等がございました。

今の評価結果は、今回の省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業、一部改善ということになりました。

私の今、いろいろお話を聞いている中で感じましたことは、大型冷蔵庫につきましては、一定の普及が進んでいるということで、補助対象から除外をして、そして普及が進んでいない、コンビニ、スーパー、いわゆる中型の、まだまだ価格が高い、こういった部分に補助対象を限定すべきだと、このような思いをいたしております。

また、規制の話も随分ございました。財政措置と規制措置、これをやっぱり組み合わせるなど、抜本的な見直しを行っていくべきだと、このような感じがいたしました。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○伊藤コーディネーター ありがとうございました。

以上で一つ目の事業につきましては終了いたします。

(説明者交代)

○伊藤コーディネーター それでは続きまして、事業番号の2番になります。国際連合環境計画拠出金等につきましてご説明をお願いいたします。

○塚本国際連携課長 国際連携課長の塚本と申します。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

資料11ページ、国際連合環境計画拠出金等でございます。

国際連合の環境計画、私どもUNEPと呼んでおります。以降、UNEPという略称で説明をさせていただきます。

UNEPは、国際連合の中で環境を総合的に扱う唯一の機関でございます、1972年の設立以



来、私ども非常に重要な国際社会におけるカウンターパートとして協力をしてきております。

今回ご説明する、このUNEPに対する拠出金ですが、事業概要の欄にごございますように、三つ、非常に性格の異なる拠出をしております。一つずつ順番に説明をさせていただきたいと思っております。つきましては、パワーポイントの資料を使わせていただきたいので、資料の16ページをお開きいただければと思います。

三つの柱のうちの、まず初めの拠出でございますが、UNEP（国連環境計画）の本体に対する拠出でございます。これが1億3,400万円、こちらUNEP本体はケニアのナイロビにごございまして、オゾン層の保護、気候変動の対策、有害廃棄物など、あらゆる地球環境問題、あるいは公害問題に関して調査活動、国際協力、あるいは条約の策定など、積極的な活動をしているところでございます。

その下の17ページの資料をご覧くださいなのですが、ここに対して、日本を含め、各国が任意で資金を拠出をしております。具体的に数字を見てまいりますと、一番多いのがオランダ、続きましてドイツ、イギリス、アメリカなどが上位を占めております。我が国は、12位で、金額で申しますと3.5%の拠出となっております。この3.5%という数字は環境省単独では実はございませんで、環境省と外務省がほぼ同額を供出して、すなわち2億6,000万円強の資金として、全体の3.5%ということでございます。

この評価でございますけれども、通常、強制的な国連の拠出金の割合でございますと、日本はアメリカに次いで世界第2位、12%強を支出するのが通常でございます。そういう意味においては、通常、強制的な国際機関と比べて、日本貢献率は若干低いということになってまいります。

こちらについては、特定の目的を、用途を制限せず、UNEPの基盤的な活動費ということで拠出をしておるものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、18ページ、2番目の柱でございます。国際環境技術センター、これはUNEPのブランチとして、日本の大阪市に設置をされておるものでございます。「水と衛生」分野、あるいは「廃棄物管理」分野、こういう分野に関しまして、途上国に対して適正な技術を移転していく、こういう目的で我が国に設立されております。設立――94年でございますが――に当たりましては、地元大阪市、そして環境省、外務省の3者がUNEPに対して誘致を行って設置をしたという経緯がございます。こちらに対しましては、環境省からは7,900万円、外務省からも若干少のうございまして、ほぼ同額、大阪市からも補助が入っております。

こちらは日本が誘致して、我が国がホスト国ということでございますので、全体の活動資金に対しましては、7割強が日本からのお金で運営をされているということでございます。

そして最後、三つ目の柱、19ページでございますが、アジア太平洋地域事務所への拠出、これはUNEPの世界の六つの地域事務所がございますが、そのうちアジア地域を担当いたしますバンコクの事務所に対して拠出をしております。前者二つと異なりまして、こちらの拠出は、特定のプロジェクトに対する拠出でございます。具体的には、パワーポイントの右上にございますが、アジア太平洋環境開発フォーラムという、賢人による会議体を立ち上げまして、このもとにアジアの各国が具体的に実施をして、そして成功事例となるような環境、あるいは開発プロジェクトをお互いに共有し合うという事業を5年間実施してまいりました。ただし、ちょうど今回の評価のタイミングで、昨年度でこの事業は当初の目的を達したということで、終了することとなっております。今年度からは、ちょっと中身を全く変えまして、別の事業という形で、やはり事業に対する拠出ということで、金額的には2,600万円を拠出することとしております。

新たな事業の内容といたしましては、アジア太平洋地域の各国が今気候変動によって海面の水位が上がったり、降水パターンが変わったりと、非常に苦労されております。こうした気候変動に対する適応をどうしていくかということで、国際的な資金を獲得していくのを手伝っていく、そういう資金を獲得する能力開発をしていくという事業に対して、日本が支援をしていくというものに今後協力をしていきたいと考えております。

もとに戻りまして、資料の12ページをお開きいただければと思います。

この事業に対する私どもの内部での点検の結果でございますが、義務的な拠出ではなくて、任意の拠出ということ、これまで、また最初の二つの柱につきましては、国際機関の基盤的な運営を担うという目的の拠出であるということもかんがみ、これまでは毎年の資金額について特段の議論をすることなく、例年同額ということで拠出をしてきたという経緯がございます。しかし、昨今の財政事情や透明性を高めるという全般的な方向性にかんがみれば、日本として、どんな額を、どんな事業に重点を置いて拠出をしていくのか、増やすべきなのか、あるいは時として減らす必要があるのか、そういった議論を、透明性高い形でした上で拠出額を決定していく、そういうプロセスを導入していくことが重要であろうと。それから、大阪にあります環境技術センターにつきましては、日本に所在し、その活動の大部分が日本からの拠出で賄われているということを考え、その活動が国民のニーズあるいは日本のプレゼンス、そういったものにしっかり貢献しているかどうかという評価も加えて実施していく必

要があるというのが内部点検の結果でございます。

以上でございます。

○伊藤コーディネーター ありがとうございます。

それでは、ご質問お願いいたします。高橋さん、どうぞ。

○高橋委員 今、一番最後のところが非常に重要だと思うんですが、一般論として、国際機関に対しては、何のためにどういうふうな効果を見て拠出していくのかということをしっかり考えるべきであると。これまでは例年同額であったけれども、今後プロセスを導入していくんだと、しっかりとそういうことを評価していくプロセスを導入していくんだというご説明がございました。これ、具体的に今どういう準備をされていて、いつからどういうプロセスを導入されていこうとされているのか、そこをもう少し説明していただけますか。

○塚本国際連携課長 これは一番しっかりやろうと考えますと、外部の有識者を招いた委員会を設置して、そこに若干の勉強するための事務局もつくってという形で、財政的な支出を伴う形でのレビュー委員会のようなものをつくるということが一つ考えられます。しかし、そこまで財政支出をしてレビューをするというのは、ちょっとこれまた大変なことなので、まず当初は行政の内部で、相手機関の担当官との会合ですとか、コミュニケーションをより一層深めるという形でまずは始めて、それでうまくいくようであれば継続していきますし、またもっと専門的な外部有識者の知見であるとか、分析作業が必要であるということであれば、予算の拠出も伴う評価の委員会のような立ち上げ、そういったことも将来的な視野には置いて考えていきたいと思っております。

○高橋委員 今、まずは行政内部、要するに環境省として先方と意見交換をするところから始めたいというお答えだったと思うんですが、逆に言うと、これまでそういうことというのはやっていたらよかったんですか。

○塚本国際連携課長 目的は違いますけれども、UNEP本体、あるいは大阪センター、そしてROAPバンコク事務所、行政官とコンタクトは頻繁にEメール、電話、対面、いろいろな機会を用いてやってきております。ただ、それは事業の実施であるとか、あるいは特定の政策マターに関する意見交換であって、我が国の拠出額をどうするかという観点からの評価や議論ではなかったということでございます。

○高橋委員 日常の意見交換するのは当たり前のことだと思うんですね、日常業務として、必要があればやるということだと思うんですが、そういうことは当然やってきたけれども、いわゆるその評価、査察、査定という目的では全くやってこなかったということなわけです

ね。

○塚本国際連携課長 はい、そうです。

○高橋委員 その点は、まあ、もう過去のことかもしれませんが、やはりある意味、これまでの問題点が今回も明らかになっていることだと思います。その上で、じゃあこれからやるんだと言っているんですけども、じゃあ、具体的に、例えばもうすぐ予算編成とかの時期になると思うんですけども、来年度の拠出額を決めるに当たって、もう具体的に、例えばいつ、この場所でやろうとか、そういう準備というのはされているのでしょうか。

○塚本国際連携課長 今年度につきましては、まだ具体的にそういう日にちとか、スケジュールはまだ立てておりません。

○高橋委員 であれば、やるとおっしゃっているのであるんですから、今すぐ、ちゃんと今年度の、来年度の予算編成に間に合うようにやっていただければと思います。

以上です。

○伊藤コーディネーター いかがでしょうか。園先生。

○園委員 園です。まず、確認というか、教えていただきたいんですが、24年度が2億1,900万円と、減少している、23年度に比べて、これは一つは、さっきおっしゃった、アジア太平洋地域の事務所への拠出金が減少しているということと、あとはもしかすると為替の影響とかがあるのでしょうか、この事業は。そこいら辺のところをまず、主な増減理由のところに明らかにさせていただくことが、プロセスを明らかにしていく、もう第一歩かと思うので、このところの増減理由は、ぜひご記入いただきましたかったなど。

○塚本国際連携課長 お答え申し上げます。まさに、おっしゃられたとおりでございまして、今回、三つ目のバンコク事務所に対する拠出の事業内容が変わったということが大きな変動要因でございます。それ以外の過去につきましては、一定額の拠出ということをやってきておりまして、為替の変動要因だけでございます。それゆえに、今回、少しきちんと評価をしてやっていくことが必要ではないかという内部点検になったという次第でございます。

○小林委員 ほかの国連の機関への拠出のときも問題になるんですが、これだけの資金を投入して、具体的にじゃあ、UNEPの中で日本のプレゼンスというんですかね、UNEPの意思決定にどれぐらい関われる、例えば日本人の要職についている人は何人ぐらいいるのかとか、それから、将来、日本政府として、環境省、外務省として例えば、そのUNEPでどういう活動をしたい、例えば事務局長なんかも、ほかのIAEAとか、ほかで日本人の事務局長を出している機関があるかと思うんですが、そういうことまで視野に置いて、ある意味、リーダーシップ

をとるんだというイメージでやっているのか、それとも、何となくこれ、おつき合いだからずっと毎年同じだけ出していますよという話なのか、それによって多分こういう国際機関への拠出って、今後どうするかって、大きく変わると思うんですが、その辺のプランとか、現状とプラン、それをちょっと教えていただけますでしょうか。

○塚本国際連携課長 お答え申し上げます。まず初めに、日本の国としての影響力でございますけれども、現在、56カ国の管理理事国というのがございますが、日本はその管理理事国の1名として議論に参加をしております。

また、邦人職員でございますが、これは必ずしも拠出額とはまた別の、能力ベースでの採用、それから地域バランス、ジェンダーバランスなど考えての採用と思いますが、結果として、669名、プロフェッショナルの職員がいるんですが、そのうち、18名が日本人ということになっております。これは、数的には、地元ケニア、あるいは英語圏のアメリカ、イギリスという上位国から数えて第8位ということで、拠出額が12位ということから考えると、決して低い数字ではないというふうに考えております。

それから、環境省とUNEPのおつき合いというか、どのぐらい真剣にリーダーシップをとっていくのかということでございますけれども、定期的に、途中切れている時期もございますが、環境省職員がUNEP本体に採用されて、仕事をしてきたという実績がございます。また、最高ランクとしては、事務局長とまでは言いませんけれども、ナンバーツーであります局長クラスでかつて日本としてのイニシアチブあるいは貢献をした職員もおります。

私どもとして、あとはいわゆる今の事務局長、シュタイナーさんでございますけれども、非常に密接に役所の各レベルでコンタクトをし、意見交換をし、日本としての考え方、求めるものを説明をしてきております。

一例で申しますと、現在UNEPが行っているここ数年の活動で非常に重要なものとして、水銀を環境中に排出することを防止しようという国際条約をつくろうとしております。この条約の、例えばホスト、条約締結のための議論のホスト国として日本は会議を開催し、またその内容についても積極的に発言をしてきております。また、この最終会合は、今年の10月に熊本県の水俣で開催され、条約の名称も水俣条約ということにする方向で積極的に働きかけております。

UNEPは、私どもが一番環境省として重視、地球環境問題として重視しております気候変動、あるいは生物多様性の問題について、非常に力を持ったプロ集団でありますので、積極的に活用していく、あるいは協力していくということで活動しております。

○伊藤コーディネーター 今回の分の関連、私から関連なんですけど、冒頭のご説明の中で、任意であることによって拠出額が少なく、その意味での貢献度のお話があったと思うんですが、多分、プレゼンスと貢献度というのは、これは密接につながる部分であって、今のお答えのように、お金は出してないけれど、人であったりとか、そういう意味では日本のプレゼンスは高いという部分があるんで、多分お金がすべての指標ではないんだと思うんですね。という中で、環境省さんとしては、もちろん、お金をたくさん出せばいいというお考えはもちろんあると思うんですが、そういう状況じゃないという中で、そのお金と、この、今小林さんのご質問にもあったプレゼンスの関係、どういうふうにこの後、考えていかれるのかというのをもう少しお話ししたいんですけど。

○塚本国際連携課長 長い目で見まして、やはり地球環境をきちんと守っていくことが日本の国民にとっての一番の利益になると考えています。気候変動についても、日本は世界でわずか4%しか排出していない、たくさん排出している国に削減していただかなくちゃいけない。生物多様性にしても、日本も非常に生物多様性豊かですけども、やはり熱帯林であるとか、アマゾン、アフリカであるとか、そういったところの自然、生態系をきちんと守っていただかないと日本人の将来にも大きな影響が出てくる、そういう意味でこのUNEPに頑張ってもらって、あるいはUNEPを活用して、途上国に働きかけていく、積極的に取り組んでいただくということが日本にとっての大きな意味がある事業だと考えています。

そういう意味で、確かに昨今の経済情勢の中で国際貢献の額を増やすということは難しいということは十分認識しておりますけれども、長期的な視野に立てば、やはり通常の国連の分担率、12%に向けて努力をしていくということが国際社会における日本の役割だというふうに考えております。

また、今までも事務局長を始め、幹部とは十分に環境省は連携をしておりますけれども、これまた職員の能力の問題でございますけれども、できますればやはり、将来的にも、過去に局長まで上り詰めた方もおりましたけれども、そういう形でも頑張っていけるような形で取り組んでいきたいと思っております。

○伊藤コーディネーター 関連の方、お願いします。水上さん、どうぞ。

○水上委員 水上です。失礼します。今のちょっと関連なんですけれども、ちょっとまず根本的な確認をしたいんですが、今の時点でUNEPの拠出金が1億2,200万円であることは、どういう根拠で決まってるんですか。

○塚本国際連携課長 根拠はございません。過去の経緯で毎年同額出してきたということでは

ございます。

○水上委員 最初、この金額に決まったのはなんでなのですか。

○塚本国際連携課長 申し訳ございません。はるか昔のことなので、当時の経緯、十分に承知をしております。

○水上委員 じゃあ、幾らまで増やしたいと思っているんですか。

○塚本国際連携課長 先ほど申し上げたように、昨今の財政事情、特に今回の大震災を踏まえて、日本が今厳しい状況でございますから、現段階で具体的に増やそうということは考えておりません。他方、先ほど申し上げた12.5%を目指すんだというのは、将来的なビジョンとしてぜひその方向で頑張りたいということでございます。

○水上委員 何か、そもそも非常にぼんやりしているんですけど、今、幾ら、この1億2,200万円払っている根拠もよくわからないし、それについて、それが適切なのか検証してもいないし、将来どうしたいかもビジョンがないと言われると、何のために出している予算だかよくわからないんですが、その点については、今の説明でいいんですか。

○塚本国際連携課長 任意拠出ということで、具体的にここまで出すという基準がないということで例年同額を出してきたというのが、まず、事実でございます。

○水上委員 わかりました。それでも構わないです。

もう1点、Bのほうの国際環境技術センターへの拠出、同じ質問なんですけど、この金額を出すことになった理由、根拠は何ですか。

○塚本国際連携課長 こちらにつきましては、発足当時の、大阪におきます事務所の所要経費、これはきちんとわかりますので、その所要経費をUNEP本体から回ってくるお金、日本政府から出すお金、そして大阪市が出すお金、これできちんと回るようにということで計算をしました。

○水上委員 このBの国際技術センターの経費のうち、日本が出している比率は何%ですか。

○塚本国際連携課長 80%弱でございます。

○水上委員 80%弱で、とりあえずまだ環境省まで分解しないで、日本が毎年出しているお金は幾らですか。

○塚本国際連携課長 環境省が7,900万円、外務省がそれより若干低い金額で、合わせて1億5,000万円ぐらい。それで、大阪市が2,500万円出しておりますので、2億円に至らずというところでございます。

○水上委員 今の足すと、大体1億7,500万円ぐらいだと思いますが、そういう理解でいいで

すか。

○塚本国際連携課長 結構でございます。

○水上委員 過去において、このBに対してトータルでどれぐらい日本としてはお金使っておりますか。

○塚本国際連携課長 92年から2012年までの21年間、総額で約61億円拠出をしております。

○水上委員 ちなみに、例えばジャマイカの環境に適正な水と排水の設備普及プロジェクトみたいな、水関係の分野とか、廃棄物関連の分野について、ここ以外にUNEPでやっている組織というのはあるんですか。

○塚本国際連携課長 UNEPの中で、技術産業経済局というブランチがございます、その事業の一部を大阪のセンターが担っております。そういう意味では、若干似たようなことと申しますと、UNEP自体が、UNDP、国連の開発の計画でございますが、そこ地域事務所を共有して、各地に持っております、その各地の地域事務所が技術移転について協力するというのもやっております。

○水上委員 ちょっと、データで聞きたいんですけど、UNEP全体でやっている水と衛生分野とか、廃棄物関連の分野のプロジェクトの事業規模のうち、この大阪でやっている事業規模とは何%ぐらいですか。

○塚本国際連携課長 残念ながら、その数字を持っておりません。

○水上委員 じゃあ、もう1点聞きたいんですけど、この毎年の経費1億7,500万円のうち、いわゆるこういうプロジェクトにかかった直接経費と、事務所運営とかにかかった間接経費の比率はどうだったんですか。

○塚本国際連携課長 正確な数字を申し上げられないんですけども、ざくっと、つかみで申し上げますと、半分近い金額は事務所の固定経費だというふうに理解しております。プロジェクトに係る経費は多くて半分ぐらいだろうと。すみません、正確な数字ではございません、ざくっとして、そんなイメージでございます。

○水上委員 そもそもなんで、大阪にこんな事務所を持ったんですか。

○塚本国際連携課長 申し訳ございません、20年近く前の、20年以上前のことでございますので、正確なところ、すみません、ではございません。1990年7月にヒューストンにおいてG8だと思いますが、サミットが開催されて、そこで当時の海部首相が地球環境保全への我が国の貢献策としてこのセンターを設立することを提唱され、我が国へ誘致を表明したということが残っております。



○水上委員 今後なんですけど、この大阪の施設は維持するおつもりですか。

○塚本国際連携課長 はい、環境省としては、誘致をした責任もあり、また非常に有意義な事業をしていただいていると思っておりますので、維持をしたいと思っております。

○水上委員 これ、でも直間比率でいうと、間接経費がもう半分かかっている、ほかでも国連のところでもやっていると、そのうち、実際、この大阪のところはどれぐらいの事業規模かもわからないような状態なんですよ。例えば、この大阪のプロジェクトが水と衛生とか、廃棄物管理の分野の全体のUNEPの中のプロジェクトの半分を占めていますとか、そういう非常に高いプレゼンスがありますというんだったら説得できるけれども、そもそも比率さえわからないでしょう。

○塚本国際連携課長 わかりません。

○水上委員 それでなんで有意義だって言えるんですか。

○塚本国際連携課長 例えば、個別にやっているプロジェクトとして、イラクの南部の湿地の回復とか、そういう一つ一つのプロジェクトを見る限りは、非常に意味のある、有意義なことをされているというふうに考えています。

○水上委員 ちなみに、この優秀賞って、幾つのところにとられていますか。

ここの1個だけだと思うんです。この優秀賞というのは、2007年度国連21優秀賞というのは幾つを受賞者がいたんですか。

○塚本国際連携課長 70件以上のプロジェクトがノミネートされ、9件のアワードが得られたということでございます。

○水上委員 70件出て9件出たうちの一つに、とりあえずこの1個はなった。20年間でこういう優秀賞をとったのはほかに何かあるんですか。

○塚本国際連携課長 これ以外には、私どもとしては、承知しておりません。

○水上委員 本当にプレゼンス高いんですか。

○塚本国際連携課長 全体としてというのはなかなか難しいところなんですけど、一つ一つやっていたらプロジェクトについては、意義があるものだと考えています。

○水上委員 意義があることの検証手段はどうなっていて、どういう結論が出ていますか。

○塚本国際連携課長 検証ということであれば、例えば実際のプロジェクトサイトに行って、確かにうまくいっているねというようなことは、残念ながらいたしておりません。先方からの報告事項……。

○伊藤コーディネーター ここで一旦切りますけど、多分、先ほど問題意識の中で、毎年同

じ額出すのはよくない、だから、今日こういうふうにかかっているんだという問題意識をお持ちのところまで共有しているんですけど、じゃあ、どうしようかという、今、水上さんのご意見に対して、結局、その情報であったり背景がわかってなかったら、問題意識だけは持っているけれども、改善できませんというふうになりかねないという部分の、今、議論で、ちょっと、一旦ここで切らせていただきます。

赤井さん、どうぞ。

○赤井委員 じゃあ、ちょっと今の関連なんですけど、今まで議論に出ていないところで、外務省とほぼ同じ金額を出していて、外務省とどういうふうに連携されて、調整されているのか、日本の出し口が一つのほうが相手との交渉もパワーがあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこはどうですか。

○塚本国際連携課長 外務省とは頻りに連絡調整をしております。他方、国際機関に対する拠出金の出し方というのは、政府予算案においては、関係する省庁が分担をして出すというのが通常のパターンでございます。例えば、今回新しくできました国際再生可能エネルギー機関（IRENA）、こちらにつきましても、関係する組織として経産省、外務省、環境省、農水省などが分担をして出している、こういうのが通常の予算要求のパターンでございます。

○赤井委員 このBのほうのセンターは、特殊で、日本にもあり、大阪市も関与しているということで、その設置の経緯とか、大阪市で公約をしたとか、そういう資料もあると思うんですが、大阪市は一種の財団法人みたいなところに、大阪市が基本財産を出して、そこからの補助みたいな形になっていると思うんですが、大阪市のほうでもこのあり方が本当に望ましいのか、出したお金、今、拠出している基本財産をどうするのか、その辺りでもっと見直すべきじゃないかという議論が出ているんですけども、その点も含めて見直すべきというお考えはないんですか。

○塚本国際連携課長 大阪市でそのような方法で、今パブリックコメントをされているということは存じ上げております。そのような方向と申し上げたのは、支援する財団法人をそのまま続けるのか、それともなくすのかという議論をされているというふうに承知をしております。

他方、大阪市の環境局、自治体担当部局でございますが、そちらから伺っているお話としては、支援の仕方は財団法人というものじゃないかもしれないけれども、ホストしている自治体として、今後ともUNEPセンターに対する、この技術センターに対する支援をしていくという意思は変わらないというお話を伺っております。

○赤井委員 Cのほうなんですけど、あまり議論が出てなかったんですが、アジア太平洋地域事務所へ、これプロジェクト単位で出されて、今後新たなプロジェクトをとということなんですけど、これまでの、今ここで議論するのは、これまでのものしか議論できないんですが、この中に、事例集の配布・普及というものがあるんですが、それは今お持ちなんですかね。それ自体がどのぐらい効果があったのか、外部有識者とか、ほかの方のピアレビューとか、何かそれを担保するような情報というものはあるんでしょうか。

○塚本国際連携課長 こちらにつきましては、こういうようなパンフレットを1,000部つくって、既に500部、アジアの各国に配布しておりますけれども、プロジェクトを選定するに当たりまして、先ほどちょっと申し上げましたが、各国の環境大臣OBのようなクラスの方を集めた賢人会議をつくって、まずやっておることが1点。それから、その技術の成功事例のディスミネーション、より普及を図るということで、協力研究機関というのがメンバーになっております。具体的には、中国、日本、韓国、パキスタン、シンガポール、タイランド、インド、フィジー、こういったところの研究機関の方々にご協力をいただいて成果を共有するという作業をやってきております。

○伊藤コーディネーター コメントシートご記入をしながらお願いいたします。

今回、三つの拠出金がありますので、全体でという評価にはなりますが、もし個別に、どれかは、仮に、なくしたいというとか、そういうお考えの場合はコメントの中でお書きをいただければと思います。

一部改善と抜本的改善、これはもう感覚論になってしまいますが、一応、基本的な考え方としては、どれか一つをなくすというときは、抜本的改善に当たるだろうという、一応最低限の整理というふうにさせていただければと思います。

ほか、ご質問、ご意見は。小林先生。

○小林委員 先ほどの大阪市の環境局からのお話があったというお話をいただいたんですが、大阪市は基本的にユニークな市なので、それは現市長のご意向を踏まえたお答えなのか、事務局からのお答えなのかで多分答えは全く違うと思うので、そこを1点。

○塚本国際連携課長 私が伺っているのは事務局からの回答でございます。

○小林委員 ということは、市長がひっくり返す可能性も今の段階で十二分にあるということもあり得るということも含んだ回答だということによろしいのでしょうか。

○塚本国際連携課長 大阪市の中の意思決定については、私、残念ながら詳細に承知しておりません。あくまでも、私のカウンターパートである市の職員の、しかるべき立場の方から

伺ったという以上、残念ながら申し上げられません。

○伊藤コーディネーター いかがですか、水上先生。

○水上委員 Cの方をちょっとお伺いしたいんですが、この事例集というのが、さっき500部配ったというやつですかね。これは今、どこにあるんですか、500部というのは、各国の例えば図書館にあるとか何とかというような、どこにありますか。

大ざっぱに、何カ国ぐらいいあって、それぞれ大まかにいうとどこにあるのかというのを、そんな細かく全部言う必要ないので、ちょっと、まず基礎的に教えていただけますか。

○塚本国際連携課長 参加国は全部で22カ国ございまして、その22カ国に対して配布をしております。具体的には、毎年セミナーでありますとか、毎年選定していきますので、選定する会議の場とかで、今年はこれが選ばれました、こんな事業ですということで配布をしておりますが、この具体的に、1,000あると申し上げた、この最終版の冊子につきましては、22カ国の国の中で、一つは先ほど申し上げた協力研究機関、それから賢人会議の賢人のメンバー、それから関連する国際機関とか大使館、それから先ほど申し上げたUNEP本体、バンコク事務所、それからプロジェクトに実際参加してくださった方々、こういったところに配布をしております。

○水上委員 こういう、いわゆる研究をして、事例集を配るというプロジェクトを、今回やめられて、全く新しいことにするという話になりましたけど、それはどうしてそうなったんですか。

○塚本国際連携課長 この事例につきましては、一応5カ年間という一つの目安を当初から持っております、5カ年間の中で十分な、さまざまな事例も集まったということで、延々同じことを続けていても、やはりよくないだろうということで、5年という一つの区切りをもって終了したところでございます。

他方、UNEPの、実はバンコク事務所ともよく相談をしてるんですが、何が今アジアの地域の国々が一番欲しがっているか、いわゆるニーズですね、ニーズをいつも議論していて、その中で今急浮上してきているのが、ラテンアメリカの国々なんかは、非常にお金をとってくのが上手だと、適応の国際資金をどんどんラテンがとっていると。だけど、アジアだって同じだけ必要な事業があるのに、キャパビルができてないから何とかしないとというニーズが非常に高まってきたということもございます。

○水上委員 じゃあ、大ざっぱに言うと、何をやるかは、バンコク事務所のニーズに従って決めているということですか。

○塚本国際連携課長 いえ、実はマッチングが非常に大事でございまして、私ども、実は日本という国は、気候変動の交渉の中で適応というものを非常に重視をしています。環境省からは、世界で15人の適応の基金の理事会の理事も派遣をし、どういう方向で適応していくか、どういうふうに資金を運営していくかということにも積極的に関与しております。その中で、やはりアジアが弱いということで、私どもも政策として、アジアの国々の適応の抱き起こしをぜひしたいというものがあつたので、ちょうどそのニーズがマッチングしているということでございます。

○水上委員 それ、先の、今後の金融の話がされていると思うんですけど、事例集の配布・普及をすることにしたのはバンコク事務所が望んだからなんですか。

○塚本国際連携課長 事例集の配布・普及については、バンコク事務所が望んだというよりも、日本の強いイニシアチブで始まった事業でございます。

○水上委員 日本としては、何のためのこの事業をやったんですか。

○塚本国際連携課長 日本は、かつてはこの事業の前身は、エコアジア環境大臣会合という会議を環境省がずっとホストをしてきておりまして、環境大臣の間で意見交換をし、有意義なプロジェクトを共有し合おうということで、ずっとやってきたんですが、それを後期においては、国連をもっと活用しようということで、バンコク事務所に……。

○水上委員 つまり、何の目的でやったのか、一言で言うと何なんですか。この事例集を配布・普及することの目的は何ですか。

○塚本国際連携課長 途上国における開発と環境の成功事例をお互いにシェアしてもらうことを目的にやりました。

○水上委員 で、500冊配ったからシェアできたと考えたということですか。

○塚本国際連携課長 毎年毎年のセミナーや選定プロセスの中でシェアが進んできて、これはもう最終のまとめでございますので、これまでの各年の事業の中でもかなりのシェアができてきたと考えております。

○水上委員 効果測定の仕方って、どうやって効果測定しているんですか。

○塚本国際連携課長 効果測定はしておりません。

○水上委員 全体に、これ、この手の予算全体にそうなんですけど、効果を測定するのが難しいということはわかっているんですけど、効果を測定するのが難しいから効果を測定しなくていいということにはならないんですよ。なので、何も効果測定をしていませんけど、予算をくださいと言われても、かつ、これ、よくわからないけど、効果があつたと言いながら

やめちゃうわけですよ。で、全く新しい事業を始めますと言われると、例えば3年ごとに効果を測定しないで、どんどん新しい事業を始められると、いつまでたってもこの事業の効果はわかりませんということになり続けると思うんですが、その点はどうですか。

○塚本国際連携課長 実は、後継の事業につきましては、きちんと効果設定ができる指標も考えております。具体的には、対象国5~8カ国に対してキャパビルを行います、その中できちんと適応資金を得るための国際認定制度がございまして、その認定制度を例えば3カ国にはきちんととらせる。あるいは、5カ国までは認定までとれなくても、きちんとエントリーまでですと、そういう定量的な目標を置きながら、次期は進めたいと考えております。

○水上委員 じゃあ、次については、少なくとも定量目標が設定されるということでもいいんですか。

○塚本国際連携課長 はい。

○水上委員 じゃあ、今後の行政事業レビューの中でそれがまたレビューされると思いますので、そのときには、効果測定をきちっと見ることになると思います。

○伊藤コーディネーター コメントシートのご記入が終わった方から回収をお願いいたします。

私から1点、先ほどお伺いした1番のUNEPへの拠出金なんですが、将来的には、考え方としてはやはり義務的拠出の比率12.5%に近づけたいというお話は、そこは実は今回の問題意識とは反対の方向になってしまうんじゃないかと思うんです。やはり、これは実際何をやっているかによってお金が決まっていくものというお考えが多分、ここは共有をされて、その中の改善策としては水上さんからいろいろ提案があったと思うんですが、その部分と、やはりお金は、ほかの国と同じぐらい義務的拠出を出そうという考え、やはりこれはギャップがあるんじゃないかなと。やはり、任意だからこそ、お金を出していなくても、プレゼンスを高めるという、その日本の最大限の効果が今出ている状況なのかもしれないと思うんですが、そこについてはいかがなんでしょうか。

○塚本国際連携課長 おっしゃるとおりで、任意の世界ですから、無条件に高めていくということでは当然ございません。日本として重要な事業、あるいは今回の水銀条約もそうですが、そういったものをUNEPがやるときには、もう積極的に押していく。しかし、そうじゃないときにはそれなりにという、メリハリをつけていくことが今回の私どもの内部評価としても重要であろうという考え方を示しております。

ただ、他方、一言申し上げておきたいのは、基盤的な部分の、実はプロジェクト経費では

ないので、これがあんまり激しく変動すると、組織の安定性にも非常に悪影響が出ますので、メリハリをつけると言いながらも、極端な変動というのは、やはり日本として貢献を逆に阻害することにもなりますから、その辺のバランスをきちんと取る必要があると思っています。それは環境省が中でとるのではなくて、やはり見える形で議論をして、こういうことですよという透明性を高めながら進めていくのが適切だと思っています。

○伊藤コーディネーター 赤井さん、どうぞ。

○赤井委員 今の件、私もそう思っていて、出す、こういうタイプの拠出金はあまり変動しないほうがいいというのは、もちろんそのとおりだと思うんですけども、そのレベルも本当に難しいと思うので、やっぱり体制として、ガバナンスの体制、先ほどおっしゃった見える化とか、そういうシステムをきちっと構築して行って、できるだけことはすべてやっているよという態度というか努力が大事だと思うんですけども、そこでおっしゃったときに、まずは急には無理なので内部でというような形でおっしゃったんですけども、そうではなくて、ここでこういうふうに公開で議論するようなどころまで来ているわけですから、もう本当にスピード感を持って、外部有識者の方の意見で、もうこれ以上の見える化はできないというところまで、もうできるだけスピード感でやっていただきたいなというふうに思います。

○伊藤コーディネーター ほかにご意見、ご質問等あれば。小林先生。

○小林委員 国際機関への拠出なので、非常に経済対策とか、温暖化対策みたいに継続は難しいと思うんですが、やっぱり先ほどちょっと課長さんのほうからありました、水銀、水俣条約と、そういうものが年に1本とは言いませんけれども、数年に1本ぐらいは日本発で出ているというのがわかれば、何となくこういうもの、ああ、何年かに一遍ぐらいは事務局長とか、局長とか、それなりに日本から出ていますよといったら、定性的な説明で、多分効果としてはわかるし、それで多分いいんだと思うんです、私個人的には。ただ、それが見えないから、一体これは何のためにお金出すんですかと。過去の経緯聞かれても、よくわかりませんというのも、多分そういうものがないから、一体何のために出していたんだろうというのが直観的な多分疑問だと思うんです。その辺のところのビジョンというか、今後のそういう国際的な交渉、今後の環境でますますあると思うんで、そこにどういうふうに大きく日本が関わっていくんですかということなんだと思うんです。その説明が何となく、今日お伺いしていると、うまく理解できなかったもので、そこを今後、外部にちゃんとご説明いただけましたらと思います。それは、コメントです。

○伊藤コーディネーター 多分これは環境省さんだけの問題ではなく、拠出金であれば外務省、これは仕分けは行政事業レビューでも何回もやっていて、同じ問題を抱えていて、特に外務省なんかは外交となると、より、なかなか定量評価は難しくなると思います。ぜひ、ここはそういう仕組みを環境省さんがつくっていくということも、モデルとしてできるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、評価がまとまっておりますので、横光副大臣よりお願いいたします。

○横光環境副大臣 どうもありがとうございました。

委員の皆様方の評価結果が出ました。一部改善が1、抜本的改善が5でございます。よって、この国際連合環境計画拠出金等につきましては、抜本的な改善を行ってほしいということでございます。

コメントでございますが、非常に厳しいご意見が多くございます。Bについては、もう効果がないと、こういう意見が非常に多うございます。また、UNEPで日本がどの程度主導的地位を占める意思、計画があるのか、これを明確にすべきであるというコメント。それから、年度ごとの成果の検証と国民に対して説明を十分に果たすべきだという意見ですね。それから、Aについては、すぐにでも外部委員による評価システムをつくるべき。Bについては、大阪市の意向を踏まえ、今後の組織運営のあり方を抜本的に見直すべきだと、こういうご意見でございます。

また、Cにつきましては、これまでの事業の効果を検証し、証明できるまではこの拠出を延期すべきだと、こういった意見もございます。

そして、Bは廃止が適当であるというような意見もございます。

トータルといたしまして、抜本的改善という評価結果になりました。今、お話をお聞きいたしておまして、やはり、この地球環境問題は、我が国だけの問題ではなく、国際的な大きな課題でございますし、そういった意味でこのUNEPの活動は地球規模の環境問題が顕在化する中での活動をしているわけで、やはり協力は必要であろうと私も思っております。

しかし、国費を投入する以上、今、さまざまなご意見が出ましたように、本当にUNEPに対する予算の効率化とか、あるいは経費の節減とか、いろんなことで報告をしっかりと受け取るべきではないかという思いをいたしております。とりわけ、2番、IETCですね、国際連合環境計画国際環境技術センターの拠出、これは確かに我が国が誘致のために努力したわけですが、そういった経緯もあり、責任もあるわけですが、どう見ても、今のお話聞くと、メリットが見えないというより、説明ができないというような感じがいたしました。やはり単



に拠出金を出して終わりというのではなく、所期の目的どおり、最初の誘致したときの目的があるはずですから、そのことをしっかりもう1回把握して、拠出金の評価も含めて、私は抜本的な仕組みを考えるべきであると、このような気がいたしました。

私のコメントは以上でございます。どうもありがとうございました。

○伊藤コーディネーター 以上でこの事業につきまして終了いたします。ありがとうございました。

これで午前中の事業終了になります。少し、時間押してしまいましたが、午後は予定どおり13時から再開とさせていただきます。

(休 憩)

(再 開)

○伊藤コーディネーター それでは、これより午後の部を再開いたします。

お手元の冊子21ページからになります。事業番号3番、環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業につきまして、まずご担当よりご説明をお願いいたします。

○正田環境経済課長 環境経済課の正田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本事業の概要につきましてご説明を申し上げます。資料21ページを見ていただいているかと思いますが、さらにめくっていただきまして、26ページをご覧ください。

こちらのほうが環境格付融資の概要というものでございますが、本事業におきましては、環境をより社会経済活動の中に織り込んでいくために、金融という、お金の流れの中に環境配慮を盛り込みたいというものでございます。

この環境格付融資と申しますのが、ここにごございますように、通常金融機関が融資を行う際に、矢印が伸びています上の白い部分でございますが、企業の信用評価等を行うわけでございますが、これにあわせまして、実際どういうふうに環境への取組をされているかと、これについてスクリーニングという形で評価をいたします。さらに、この評価の中身に応じまして、融資条件につきまして段階的に、例えばこれはある銀行の例でございますが、特に先進的という場合には、より優遇した金利でという形で、段階的に金利条件等をつけて融資を行うと、こういうものでございます。

今、金融機関が行ってございますこの環境格付融資というものに着目をいたしまして、この融資を行って、実際にCO<sub>2</sub>の削減に結びつくような、地球温暖化対策の投資、行う際の融資を対象に、その際に融資先の事業者が融資を受けて5年以内に5%以上のCO<sub>2</sub>の排出を削減しますよと、この誓約をいただいた場合に、1%を限度に利子補給を行っている、という事業

でございます。

21ページに戻っていただきまして、事業目的につきましては、今申し上げましたように、環境格付融資という環境金融というものの普及を目指したいというのが1点と、2点目といたしまして、温室効果ガス、CO<sub>2</sub>の排出を削減をしていきたいと、こういうのが二つの大きな目的でございます。

予算額、執行額につきましては、同ページの真ん中ほどでございます。平成19年度に本事業をスタートしてございますが、各年度、順次いろいろ金融機関等も連携をとりながら、実績を上げてきたところでございますが、23年度におきましては、当初予算額10億に対しまして、最終的には3億4,900万の執行状況、約35%、3分の1にとどまったという状況でございます。この状況につきましては、また後ほどご説明を申し上げます。

また、この事業の活動の実績のところ、活動指標につきましては、このような環境格付という、環境金融の普及と、その拡大をしていきたいと、ございまして、参加いただく金融機関の数というものを指標として設定をしております。その実績につきましては、右側に示してございますが、本年度につきましては(11)と書いてございますが、これは先月末に審査を行いまして11行という形で政策投資銀行とメガバンク、さらには地方銀行6行のご参加をいただくという形になりました。

22ページでございますが、本事業につきましてはの事業所管部局による点検と、概要でございますが、まず目的・予算の状況につきましては、このように、質の高い環境格付、大体百数十項目につきまして環境配慮の状況というものをチェックいただくことにしております。これに対しまして利子補給を行うという形での環境金融の推進と、あわせてCO<sub>2</sub>削減を5%、5カ年以内に行うという約束をいただくということでございまして、これを確実に達成するという点から優先度が高く、国が実施すべき事業と考えているところでございます。

23年度の実績につきましては、特にやはり上半期は震災の影響というものがございまして、相当の案件が滞ったという状況がございます。さらには、23年度に初めてメガバンク3行がそろそろ体制ができて、新規参加行において準備が時間がかかったと思っております。

実際の案件数の推移を見ていただければと思うんですが、ここにはございますように、昨年度、結局最終的には39件でございまして、22年度に比べて、案件数で見れば3倍増という形でございますが、やはり時間がかかったという点と、最終的に第4四半期、1月、2月でございますが、ここに39件中24件の申請があったということでございます。さらに、その大半を新規参加行が占めていたという状況でございます。

こんな形で、事業といたしましては、ようやくというんでしょうか、かなりこの環境格付というものの浸透というものが図られてきつつあるんじゃないかなろうかと考えているところでございます。

二つ目の項目でございますが、資金の流れ等につきましては、これはご参加いただく金融機関につきまして、私どもがほぼ1カ月かけまして、公募要領というものをお示しして、参加を募ってまいりました。その中で評価基準、実際にどういう環境格付を行いますかということにつきましての項目でございますとか、評価基準をお示ししてございまして、ご応募いただいた金融機関につきまして審査を行っているところでございます。

実際に、事業につきましては、ご参加いただく金融機関が補助事業者でございます。金融機関が行う融資の際の審査機能でございますとか、その後のモニタリングの機能というのを私ども、ある意味、お借りをいたしまして、事業についてのフォロー等を行っているところでございます。

また、実績等につきましては、年2回実績報告書をいただきまして、ここで確認をしてございます。

活動実績、成果実績等でございますが、制度といたしましては、1%を上限とする利子補給でございますが、これをてこといたしまして温暖化投資の関係の投資でございますとか、確実なCO<sub>2</sub>の削減というのをお約束いただくという形で、効果を上げているものと考えてございます。

さらには、こういった環境格付融資というものに金融機関が取り組むということが浸透していくことによって、実際に環境に配慮した経営を行うという、企業のほうの取組というものが進めるんじゃないかなろうかと考えているところでございます。

今後の点検結果でございますが、一つは申し上げましたように、ようやくこのメガバンクというところまでそろいまして、本年度地方銀行6行、ご参加いただいたところでございますが、さらに浸透を図っていくためには、すそ野の拡大でございまして、地方銀行を含めた地域の金融機関にご参加いただくようにと取組を進めていかなくちゃならないと考えているところでございます。地銀が大体60数行ございますので、本年度は約1割の銀行にはご参加をいただいたという状況でございます。

また、23年度、これは財務省の予算執行調査とございまして、やはり同様の指摘がございました。そういう意味で、現在私ども考えてございますのは、特に中小企業を対象といたしましたISOの簡略版というものを、環境省のほうでガイドラインをつくってございます。エコ

アクション21と呼んでございますが、これとこの環境格付の審査との連携という形で手続の簡素化を図れないかという話でございますとか、さらには実際に誓約いただきますCO<sub>2</sub>の排出量の把握がなかなか困難だというご指摘もございます。これにつきましては、温対法でございますとか、省エネ法に基づきまして、実際どれだけエネルギーを使ったらCO<sub>2</sub>がこれだけ出ていますよというのが作成支援ツールがございます。この利用拡大でございますとか。さらには、金融機関の皆様にご議論をいただきました金融行動原則というものを昨年の10月に策定いただきまして、11月から署名いただきまして、現在180を超える機関にご署名いただいております。その中でワーキングチームというのをつくりまして、各金融機関の方々に情報共有等を図っていただくという取り組みを今年も進めるところでございます、そういったものを通じましての普及というものを考えてまいりたいと思っております。

その状況で27ページ、最後のページでございますが、実際は、先ほど申し上げましたように昨年度第4四半期に案件が集中しましたので、執行額といたしましては、この23年度は少なかつたわけでございますが、24年度につきましては、それを継続案件として利子補給を行います関係で、予算額8億円に対しまして、現在、継続案件で5.5億円と、約7割というものは執行既に予定でございます。さらに、その新規分といたしまして2.5億円でございますが、今申し上げました参加行数の拡大でございますとか、今申し上げましたエコアクション21との連携等々によりましてこの改善策によりまして、この執行率の向上というものを図ってまいりたいと考えてございます。

資料につきましては、ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○伊藤コーディネーター ありがとうございます。

それではご質問をお願いいたします。

赤井さん、どうぞ。

○赤井委員 よろしく願いします。

まず、確認なんですけれども、成果目標のところは成果実績、これは入っていないと、そのかわり一定で、21ページのところですね、5%改善ということを約束しているもので、それがなされればこれだけ減るだろうと。それもまだ達成できているかどうかはわからなくて、5年後ということになるんだと思います。それはいいと思います。

それと、22ページのところで、成果目標も成果も把握できてないという21ページの状況を踏まえて、評価に関する説明の中で、3段目ですかね、1%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができるため、費用対効果にすぐれている。

まあできるだろうということなのかもしれないですけども、この評価というのはどこから来るのか、費用対効果の効果というのはどう把握しているのかをお願いします。

○正田環境経済課長 ご指摘ありがとうございます。

一つは、活動実績につきましては、ここに書いてございますように、実際にどういった事業所や、また、どういった事業内容でご申請いただくかというのは、これはあらかじめ把握することができないので、こんなような形になってございますが、実際は5年間ということで、19年度の案件につきましては4社にご参加いただきまして、これは先ほど申し上げましたように実績報告をいただいておりますが、いずれも5年間5%と目標はご達成をいただいているという状況でございます。これは1点ご報告でございます。

22ページのところでございますが、1%より上下する利子補給でございまして、累計19年度からでございますと、予算執行額は約9億円でございます。これに伴いまして、利子補給をした、実際の金融機関が実行した融資総額が800億超ということでございまして、これをもって、確かにこの利子補給があるからかどうかという話は議論はあるかと思いますが、少なくともこれを使うことによって、そういった5%のCO<sub>2</sub>削減を誓約いただくと、それを温暖化対策等実施していただくという形でございまして、そういう意味で費用対効果というものについては、私ども、実際に利子補給として実行した額と、それに伴って実際に金融機関が融資をいたしました融資額という形でこれを把握しているものでございます。

○赤井委員 費用は実際にかかった額でわかると思うんですけども、効果は、その誘発額と書いているように、それがなかったときと比べて、どのぐらいCO<sub>2</sub>、つまりこの削減ができたのかという、そういうような環境に優しいものを導入できたのかということになると思うんですけども、そのところの分析はできているんでしょうか。そのしなかった場合とした場合での差額というのが本当の効果になるかと思うんですが。

○正田環境経済課長 した場合としなかった場合の差額というものはどうかとお問い合わせいただければ、これはございません。ただし、これにつきましては、今申し上げましたように、一つは5%を誓約をいただくという形でございます。それによって、仮にこれができなかった場合については返納をしていただくという形にしてございます。実際、これは事業者が、補助事業者は金融機関でございます、金融機関に利子補給をすると。恐らく金融機関が融資を実行する際に、融資先の事業者さんとの間で、企業の国から利子補給をいただく分は実際のところから差し引いて償還いただくということでお約束されているんだと思います。仮にこれができなかった場合には、私どもは金融機関から利子補給金を返納いただくと、金融機

関のほうは、実際に事業者のほうに、恐らく融資条件でいろいろな条件があるのかと思うんですが、その面では、またいろいろ働きをされるということでございまして、そういう意味では非常にきつい条件になっているかと思います。お約束いただくことが大事なんですけれども。

○赤井委員 約束のところすばらしくよくできている制度だと思うんで、そこは多分達成はできると思うんですけれども、このお金を使わなくても、もし達成できているならば、その部分を省かないと、その費用に見合う効果というふうにならないので、例えば、毎年、毎年、当然減ってきていると思うので、トレンドみたいなものがあると思うんですね。例えば、導入した企業に関して、過去5年とかどのぐらい減らしてきていたのかとか、もし5%のペースで減らしてきていたのであれば、その制度がなくても5%減らしたかもしれないし、どういう企業が導入して、そういう企業は、もともとそういう制度がなくてもできたのを使っているのであれば誘発効果は少ないだろうし、そこの辺りの分析はあるんでしょうか。なければしたほうがいいと思います。

○正田環境経済課長 ありがとうございます。

今申し上げましたように、例えば19年度、5年間たった事業者がありますんで、その辺は必要に応じて、私どもは、補助事業者は直接金融機関でございますので、金融機関を通じてという形になるかもしれませんが、検討していきたいと思っています。実際に、今ご指摘があった点につきましては、各事業者それぞれ取り組みをされているところが多いかと思います。むしろ、実際5年間で5%削減しますよという約束を、じゃあ、これから削減対策に取り組みましようという会社がいきなりできるようなハードルではないんだろうと思っています。実際に取り決めをされた、そういった積み重ねがあるところで、さらに5年5%という約束をいただいているのだろうと私は考えてございます。

その中で、じゃあ実際にそのトレンドはトレンドとして、これから5年間どれだけのその削減余力があるのかとか、これは正直、技術的にどこまでカウントできるかと、把握できるかと、これは難しい点があろうかと思っています。ただ一つ言えるのは、5年間5%を自主的な努力という形ではなくて誓約をいただくと、これも金融機関とのお金の貸し借りの中で誓約をいただくと、それによって100%はないかと思いますが、かなりその達成の確実度が高まっているということは、1点この事業については言えるかと思っています。

ただ、ご指摘の点は、確かにおっしゃるとおりであろうかと思っていますので、どういうふうに対処していくのかと、今にわかにはちょっと思い浮かびませんが、実際にその5年間たった

事業者さんにヒアリングをしてみるとか、アンケートをしてみるとか、これは私どもが直接やるのか、金融機関を通してやるのかというのは検討したいと思います。

○赤井委員 明確な数値は難しいと思うんですけども、そういうのを把握される、その制度によってどのくらい、もともとなければ2%だったのが5%になったとか、そういうところをもう少し調査されたほうが説得力があるのかなと思います。

以上です。

○正田環境経済課長 ありがとうございます。

○伊藤コーディネーター すみません、1点先に、今の効果のところ21ページの下の単位当たりコストの算出根拠のところ、23年度で削減されていると見込まれるCO<sub>2</sub>排出量が30万5,000とあるこの30万5,000というのは、実際にこの事業を使っている企業の実績値なんですか、それとも推計値なんですか。

○正田環境経済課長 実績であり推計値という言い方は変かもしれませんが、それぞれ各企業で、実際の目標とするところの年度でこれだけの排出量がありましたというのはご報告をいただいております。5年間で5%ということでございますので、1年間大体1%で、これは推計しています。実績値はいただいておりますけれども、各年度どうかとなりますと、実際これはでこぼこがあるかもしれませんが、5年間1%で減らしていくんだとこういう推計をしました。23年度に実際利子補給した案件がございますので、それに登録していただいた基準年度のCO<sub>2</sub>排出量の合計の5%の5分の1と。

○伊藤コーディネーター ということは、事業者数は何事業者の数字なんですか。さっきの41の、39。

○正田環境経済課長 23年度ですので、19年度からの継続案件としてございましたので、全体で75件の事業者さんです。

○伊藤コーディネーター で、これだけの量だということなんですか。

○正田環境経済課長 というか、もとの数は実績なんですけど、その辺は、もう1年間で1%ずつ減らしていくということで推計をしております。

○伊藤コーディネーター じゃあ、園さん。

○園委員 園です。

この制度は、金融機関に対する利子補給ではありますけれども、実際にCO<sub>2</sub>を削減されるのは事業者さん側で、今の超低金利時代だと、実質的に恩恵を強く感じられるのは中小事業者さんではないかと私は思うんですけども、その中小事業者さんの側に立った、ほかのメニ

ューとの連携、要するに中小事業者さんが、いろいろな意味でトータルのその恩恵を感じられるような他のメニューとの連携というのはされているのでしょうか。

○正田環境経済課長 ありがとうございます。

今の、実際75件と申し上げましたが、大体3分の1が中小事業者でございました。それで、確かに今のご指摘はもっともなところでございまして、我々はいろいろPRをしております。例えば商工会議所等も通じて、こうした制度というのはPRはしておるんですが、あわせて、より改善をとということで、特にその金融機関をターゲットにすそ野を広げていく場合には、やはり地方の金融機関、その場合に、ターゲットとしての中小企業というのはかなり大きいシェアだと思いますので、その中で1点ございまして、ちょうど私ども、事業企業者向けの、先ほどご紹介した環境経営マネジメントというもの、ISOの簡略版でございます。これを推進してまいりまして、現在7,000社余りが登録をいただいております。これをうまく使えないかということを考えてございまして、恐らく今、百数十項目、環境格付の審査項目があるんですが、そのエコアクション21という環境マネジメントの審査項目に照らし合わせをしております、そうすると、うまくいけば半分ぐらいはエコアクション21のほうで既に認証登録があれば、環境格付のほうで、この項目はもう登録があるということでオーケーだねとこういう形にできるのではなからうかと思っております、これはちょっと、新たな取り組みとして、今検討しているところでございまして、ご指摘のことは大きな問題だと思っておりますので、それを十分検討してまいりたいと思っております。

○水上委員 ちょっと、まず事実を確認したいんですけども、75件の融資社があったという話があったと思うんですが、大企業がそのうち50件あったということですか。

○正田環境経済課長 中小企業が3分の1で、大企業が3分の2だと、すみません、50社かどうか、ぴったりした数は、私ども概数でしか把握してございません。

○水上委員 中規模の企業と小規模の企業の数の比率はわかりますか。

○正田環境経済課長 申し訳ございません、今そこまでは把握してございません。大企業と中小企業という形での大まかな把握をいたしました。

○水上委員 融資の総額が800億ぐらいになったということだと思うんですけども、融資の800億のうち、大企業に融資された金額と中小企業に融資された金額の比率はわかりますか。

○正田環境経済課長 ちょっと、すぐ確認いたしますので、すみません、今、手元に数字がございませんので。



○水上委員 もう1点、その75社に対して、その期間に融資されたトータルの金額というのはわかりますか、この制度を使わなかったものも含めてトータルの金額。

○正田環境経済課長 それは、私ども、この制度という形でおつき合いしていますので、その会社がどんなふうにとどれだけ、どこからどういうふうに借り入れされたかと、これはちょっと、それぞれ企業秘密もあろうかと思しますので、把握はできておりません。

○水上委員 銀行に聞いたことはないですか。

○正田環境経済課長 これは聞いてございません。

○水上委員 なんで聞いてないんですか。

○正田環境経済課長 あくまでも本事業について何が必要かということをございまして、実際に、その借り入れ先がどういうふうにとどこから、何のためにお金を借りているかということまでは、恐らく本事業のために、執行のために必要かという形になると、ちょっとそこは、私どもは必要なものではないだろうとしてございまして。

○水上委員 その点、私は異議がありますけれども、ちょっと別の質問をします。

温暖化投資に、この800億のうちどれぐらい使われたかは把握されていますか。

○正田環境経済課長 これはすべてエネルギー特会の事業でございまして、本事業を使ってというか、利子補給の対象となる融資対象は温暖化対策事業でございまして。エネルギーからの起因のCO<sub>2</sub>の排出抑制に資する事業にすべて使われてございまして。

○水上委員 つまり、いわゆる普通のコーポレートローンではなくて、環境に配慮する投資に限った投資ということになっているんですか。

○正田環境経済課長 この地球温暖化対策に限ったものです。例えば、その省エネの設備に切りかえるとか、エネルギー源を重油からLNGにかえるという形で、いずれにしてもCO<sub>2</sub>を削減すると、こういう事業でございまして。

○水上委員 なるほど、この融資を受けた年から5カ年以内に5%のCO<sub>2</sub>削減というのが目標になっていますけど、このCO<sub>2</sub>の排出量の算定方法というのはどういう方法なんですか。

○正田環境経済課長 これは、実際にエネルギー量等から各企業が把握されておるかと思うんですが、それぞれ実際には、例えば一定規模の会社におきましては、温対法とかによりまして、CO<sub>2</sub>の、実際に自分で測定されているところ、報告書等があろうかと思ひます。さらには、上場企業ですと3分の1程度は環境報告書、もしくはCSR報告書が入ってございまして、その中に環境報告書みたいなものをつくってございまして。その中で、実際どういった環境負荷というものを配置しているかというのをまとめられているところであります。その中で、恐

らくCO<sub>2</sub>につきましては、実際にエネルギーをどういうふうに使っているから、そういうふう  
にここに算出させていただきますという形になっているかと思えます。

○水上委員 そうすると、方法については、じゃあ、統一化はされてないということでもいい  
ですか。

○正田環境経済課長 実際に一定規模というか、実際に細かいところは抜きといたしまして、  
例えば、温暖化対策法という法律がございます。その中で報告義務を課されている事業者が  
ございます。これについては一定のルールがございます。その他は……。

○水上委員 ちょっと待ってください、75件のうち、報告義務が課せられている会社はどれ  
ぐらいあるんですか。

○正田環境経済課長 ちょっとそこは、恐らく大企業であれば、まずかかっていると思いま  
す。

○水上委員 さっきの疑問に戻りますが、800億円のうち、結局、大企業の分はどれぐらいあ  
ったんですか。

○正田環境経済課長 ちょっと待ってください、今計算してございますんで、すみません。

○水上委員 ちょっとですね、まず、どうしてその話をしなければいけないか、さらに言う  
と、総投資額をどうして出さなければいけないかという、そもそもこの800億というのが総  
融資額に比べてすごく小さいとすると、それにもかかわらず、それによって5%削減できる企  
業って、これがなくても5%削減できる企業だけになりますよね、そもそも。だって、この融  
資額が非常にもし小さかったとしたら、この投資によって5%削減できるということではなく  
て、それ以外の投資を含めて5%をもともと削減できそうなところしか、これ応募できないと  
いうことになると思うんです。

さらに、800億のうち、恐らく件数ベースでいって66%以上が大企業なんだから、ほとんど  
が大企業に対する支援だと思うんですけれども、大企業って、もともと融資においても有利  
な条件があって、かつ5%をもともとできそうなところ、つまり最初から削減できそうなとこ  
ろに対して優遇金利を与えるための支援をしているだけじゃないですか。

○正田環境経済課長 すみません、今ちょっと数字をざっと計算いたしまして、大体8割、800  
億に対して大体640億程度が大企業向けでございます。8割でございます。

それにつきましては、一つはこういうことなんです、目的といたしまして環境金融という  
ものを広げたいと、これが大きな目的です。それについて、どういったところで取り組めま  
すかということになってくると、結果的にはそういうことになっているという話が1点ござい

ます。

2点目といたしまして、これは本当にCO<sub>2</sub>の削減というのを確実に行うという際には、これは8割以上だと思いますが、大企業が出して、産業部門では恐らく大企業からの排出というのが相当数を含めていると思います。これについて、効果という面で考えると、それは大きいんですね。ただし、それが実際にできたかどうかという話は、これはいろいろあるかと思えます。これは企業によっていろいろあります。ただし、これは5%を確実にやりますよという誓約をしていただくと、これが大事なんだろうと思っています。

○水上委員 いや、つまりね、最初から5%確実にできるところしかこの制度を使わないんじゃないですか。

○正田環境経済課長 できるかどうかというのは、これはやってみないとわからないでしょう。それは少し、もしかしたら背伸びをしているような形で……。

○水上委員 いやいや、そうではないでしょう。だとしたら、トータルの総融資が800億の何倍なのかを示してください。

○正田環境経済課長 総融資につきましては、申しあげましたように、それぞれ企業がどういふふうな取り組みをされているかと、全体像については私どもの把握はできてございません。

○水上委員 効果測定ができていないということで理解します。

もう1点だけなんですけれども、ちょっと根本的な話なんですけど、環境格付融資というのは、環境省としてはどれぐらい普及させたいんですか。

○正田環境経済課長 これはぜひ、量的にはまた難しいかもしれませんが、金融、お金の流れの中でそれがメインストリームになるように、こうしていきたいと思っています。ただ、まだ緒についたところということが実際でございまして、実際に始めたのが、政策投資銀行でございしますが、やっとなメガバンクから、今申しあげたような地方銀行の1割程度がご参加いただいているとこういう状況でございまして。

○水上委員 すみません、そこまででいいんですけど、これ、例えば、もう補助事業を全部やめて、全部融資のこの事業に一本化するということは考えられていますか。なぜなら、この事業のほうはるかに経済効率がいいという説明がされていたので、これが本当にいいのだったら、ほかの支援事業は全部やめて、もうこれに1本化しますと、これに5,000億くださいというようなご提案をすることは考えられていますか。

○正田環境経済課長 まず申しあげましたように、まだまだ環境金融というのは緒についた

ところで、その中で単純に環境格付だったらいいですよというのではなくて、5年5%ずつの誓約条件をかましていますと。環境格付、例えばDBJ、政策投資銀行につきましても、環境格付を行った融資のうちの大体1割ぐらいがこちらの制度、利子補給まで。やはりこの5年5%というのはかなり制約というんですか、ハードルとしては高いんで、そういうふうに私どもは聞いてございます。

ということをごさいますして、これによってすべてが解決するわけでは当然ないと思います。ただ、例えば、5年5%を確実に、もしくはこれを加速できるという面での効果はあると思いますし、この中で環境の金融というものを後押ししていきたいという思いは、これは強くございます。

○伊藤コーディネーター ちょっとここで1回整理いたします。

○水上委員 ごめんなさい、最後、コメントだけ。

私は、この事業は効果がないというのではなくて、もしかしたら有害である可能性があるというふうに考えています。というのは、これは大企業支援で、大銀行支援にしかすぎないのではないかと。つまり最初から5%削減できるような大企業に対して、メガバンクと政策投資銀行が利子分を国からもらっているという事業にすぎないようにしか、今の説明を聞く限りでは聞こえないし、それを覆す根拠については何ら説明していただけなかったので、これではむしろ、もともと削減できるような大銀行を国が積極的に後押しして中小企業をいじめているというふうにしか見えないという事業でございます。

○伊藤コーディネーター 稲垣さん。

○稲垣委員 その関連で、少し角度を変えてお聞きしたいんですが、例えば、環境意識を高めるとかCO<sub>2</sub>削減を5年5%というのは大変厳しい数値だと思うんですが、今回のこの利子補給、融資利子補給も含めてですけれども、そのエネルギー特会の事業にやるわけですね。そうすると、大企業の場合、エネルギー特会事業が、全体の大企業のどれだけを占めているんだということで、先ほど水上さんも言われたように、本当は5%はほかでもうやれとるのに、今回これにも融資したというふうにとられてしまうわけですね。そこをきちっと整理されないといかんのかなと。何でもいから、そのエネルギー特会の事業をやってくれるから融資するという、融資して機運を高めてくれるということだったらそれでも一つの事業だと思うんですけれども、その少しそこが、これを融資、利子補給したことによって、そのどれだけの効果があるんだというのが非常に見にくい。やらなくてもできるんじゃないかということがあるものですから、そこを整理していただきたいなと思いますね。

○正田環境経済課長 ありがとうございます。

どちらかと申しますと、まだ環境格付融資等をまず普及していくという階段を、やっと上り始めたところというところが私ども正直なところでございますが、委員の方々、ご指摘のところはよくわかります。そういう意味では、実際の効果把握を今後どうやっていくかというところが重要な検討課題だと思っています。ご指摘は真摯に受け止めたいと思います。

○稲垣委員 それともう1点ですけれども、その企業が銀行から融資を受ける場合は、企業と銀行がそれぞれ個別に議論して、その利息なんていうのは決めていくんですね。そうすると、それに1%と言われても、その1%が国から来るからプラスして議論しとったら意味ないわけです。そこをきちっと整理しないと、現に私ども事業をやっておるときに企業から、銀行からお金借りるときに、その利息を固定金利にするか変動金利にするかというのをやりながら、0.何%でも下げようという議論をしとるときに、これがチラチラしとると、非常にそこが、その大企業優先だとかそういうことになりかねないおそれがありますので、こういうところも、銀行に任せるんじゃなくして、きちっと環境省さんがチェックするような体制をつくるということが大変必要じゃないかなというふうに思いました。

○伊藤コーディネーター 高岡さん、どうぞ。

○高岡委員 環境金融を普及させたいという目的と、温室効果ガスを削減したいという目的は非常に立派でして、同感できます。その上でちょっとお伺いしたいんですけれども、これは、すべての大企業、中小企業というふうにあまり紋切り型で切ってはいけないと思うんですけれども、大企業は、今、内部留保で資金的には豊富な状況が続いていると。そういう大企業の中でも借りていただいて、この融資制度、利子補給制度を使っているところもあると思うんですけれども、ほとんどのところは、例えば本当に必要であれば、借りなくても、多分このくらいの金額を投資できてしまうところというのはかなりあるのではないかと、今の日本企業の現状を見るとですね。そうすると、必要なときにでも借りないと、それをさらに言ってしまうと、実は、その設備に投資しなくても、結構、省エネというのはできてしまう部分もあったりして。例えばここ、さっき12時に電気が消えましたけれども、これを自動で電気を、照明ってオフィスの40%ぐらいのエネルギーを使っているんですけれども、それを自動で消えるようにする機器というのは確かに設備投資をしないとできませんけど、手で切ってしまうと、それはもう設備投資、そういうものには補助は結局は出ないわけですね。なので、まず機器を購入する、その省エネ設備に関してのみ、この利子補給が出ないということというのは、温室効果ガスを本当に削減したいのであれば、それはどうな

のかなというのと、あと、それで設備に限ったとしても、先ほど申し上げたように大企業の場合は、ほとんど、多分融資を受けなくてもできてしまうということに関して、この助成金の設計というのがどうなのかなということ。

で、もう一つは、中小企業というのは、多分、今お金がやっぱりない状況が続いていますので、そういう方たちは、資料でも、これ1%の利子補給を受けても、やっぱり結局、融資、設備投資して、金利もついてという状況になりますので、今度そこまで多分手が回らないんじゃないかなと、実際にお金的にですね。だからこそ借り手がいないというか、達成率が34.9%という状況なのかなと思いますので、これを上げていくために、先ほどおっしゃっていたその中小企業の部分は、いろんなマネジメントシステムと組み合わせて普及を図ることなんですけども、大企業側に関しては、このままやっても、多分あまり数値は上がってこないんじゃないかと思うんですね。その辺りはどうやって改善、中小企業のほうの改善というのはわかったんですけども。

○正田環境経済課長 ありがとうございます。

大きな話でいきますと、まだ議論中でございますが、実際にそのCO<sub>2</sub>の削減の目標をどういうふうにしていくんですかということになってくるんだろうと思います。これは、いろいろここを見ていると、少なくともそんな緩めるような話にはならないんだろうと、少なくともCO<sub>2</sub>の削減というのは引き続きやっていかなければならないということだと思います。やはり大企業につきましては、今まで、実際に自主的な取り組みというのかなり進められておると思います。その意味で、当然、企業によっては違うと思うんですが、前もって、もう絞り切ったところもあると思います。その中で、あと一步を進めていただくためにどういうふうになればいいかということだろうと思ってございます。実際に、その省エネの効果というのを、実際にどういうふうに見せていくのかなと、もしかしたら企業のほうはよくわかっておられるのかもしれないんですが、と思いますが。その中で、ただ、一つは、金融に着目いたしましたのは、実際に今まで金融というものがどういうふうにしてきたかと、特に戦後等につきましても、実際に今後、経済をひっぱっていくような産業を育ててきたんだと、こういう大きな流れがあるんだろうと思っています。今後、グリーン成長等という話もございますし、何よりも環境に配慮した企業と、もしくは環境に配慮したような製品というものをできるだけ普及して、経済全体をグリーン化していこうとこういう流れがあるんだろうと思っています。

その中で、私ども一つの仕掛けといたしましては、具体的に補助金とかという話とはなか

なか結びつかないかもしれないんですが、環境金融行動原則というものをつくりまして、これは、要するに金融機関の側からアプローチをしていこうということなんですけど、金融機関として、いろいろ企業に対して、これはお金を貸すというだけではなくて、いろんなコンサルティング機能とかがあるかと思います。場合によっては地域とのつながりもあろうかと思うんですが、そういったものをてこにして取り組みをしていくと。実際には、大企業自らができることについてまで、その手を差し伸べるのかどうかという話になると、これ本当に必要なのかどうかと、逆に言うと、より一歩進めていくための、この話とは離れるかもしれませんが、実際にこの経済を背負っていくようなグリーンな産業、環境ビジネスというんでしょうか、そういったものの振興とか、そういった話になってくるのかもしれない。そこをいろいろ、案件だとか企業の状況に応じてということになるかと思いますが、我々も実情を聞きながら、今は何を、これをやれば絶対にこうなりますよと言えるものはないんですが、取り組みをしていきたいと思っています。

またご指導を賜ればと思います。

○伊藤コーディネーター コメントシートを記入しながらお願いします。

高橋さん。

○高橋委員 この制度は、平成19年から始まっているということですが、当初は政策投資銀行だけが対象だったと、まず、それはそれでよろしいですか。

○正田環境経済課長 政策投資銀行をというわけではないんですが、求めている環境格付というものについて、それに対応されたのが対策投資銀行だけだったということでございます。

○高橋委員 で、その経緯なんですけど、それは環境省さんのほうから政策投資銀行に、こういうことをやってくれないかということを持って行って、応じてくれたのが、その政策投資銀行だけだったということなのか、向こうさんからこういうことをやりたいという相談があった、その辺の経緯は簡単に教えていただけますか。

○正田環境経済課長 実際の政策投資銀行のほうで、この環境格付というものを取り組まれ始めたのが、私が承知したのが、平成16年度だと承知してございます。これにつきまして、我々も実際にこの環境施策というものを進める中、金融というのは重要なツールだなということで、いろいろこれはご相談をしてみいました。これを進めるためのツールとして、この環境格付を広めていきたいと、その際に利子補給という方法が一つあるんじゃないだろうか。ただ、単純な利子補給という形ではなくて、今申し上げましたように具体的な目標としてCO<sub>2</sub>の削減というものの条件をつけようじゃないかと、こんな形で案件をつくってきたん

だろうと思います。実際は、既に政策投資銀行さんが取り組まれていたものと、これを我々も施策として重要なツールとして考えて、これを進めていく上に、さらにそのCO<sub>2</sub>削減という条件を課すと、その中で仕組みをつくってきたということでございます。

○高橋委員 今のお話ですと、もともとその環境格付というアイデアは先方さん、銀行さんが考えられて、その後、協議しているうちに向こうさんから1%の利子補給をしていただけないかという提案があったと、そういう理解でよろしいですか。

○正田環境経済課長 もう一つ、我々として、実際にその金融というツールを環境政策に使っていきたいという際に、まさに、この環境格付というものが重要なものになるんじゃないかと。実際に1%かどうかというのは、予算要求の中で、実際にどこまでのことが可能かという、あとは案件を見ながら、実際の状況を見ながらということと考えたものだと思いますが、実際1%くれと言われたわけではなくて、どこまでのご支援という形で、これを、私どもも政策として後押ししていくというのが適切かという中で規定されたものだと思います。

○高橋委員 その具体的数字はともかく、その融資の面において、何らかの金融的な手段でもって国として予算を出してくれないかというような話があったということですね。

○正田環境経済課長 お金を出してくれないかというような話をというよりも、我々として政策をしていく場合に、どういった知恵がありますかという中で利子補給というアイデアがあったんだろうと思います。

○高橋委員 私が今、何かすごい細かいことを聞いているようですが、要は、本当にその必要性があったのかということを確認したいわけです。向こうさんが環境格付をなかなかやってきたんだけど、どうも広まらないと、それは、やっぱりなかなかこの利子では非常に苦しいということなので、いや、これはもう国から補助がないとできないというような話だったのか、いろいろと相談しているうちに、もうちょっと何か国としてもやりましょかねというような話になって、自然と何かしら環境省のほうから、例えばこういうのはやりましょかというような提案をしたのかと、そこを聞きたい。

○正田環境経済課長 やっぱり両方からのニーズがあったと思っています。とにかく、何かもともと……、やっぱりその、我々としても、金融というものを環境施策のツールとして使いたいと。これ、政策投資銀行さんのほうも世界初とホームページに書いてございます。金融機関として環境格付と融資とを連動させました仕組みですと、これも新たな金融商品として広めていきたいというふうな、両方のこれはニーズがあったんだろうと思います。その中で、今回のこういった事業というのが平成19年度に生まれたという。



○高橋委員 わかりました。で、さっきのご説明の中で、ちょっと私、知らなかったようなご発言があったんですが、すみません、理解してなかったんですけども、その政策投資銀行さんが、環境格付を行った企業の1割がこの利子補給事業であるというふうにご発言されたように思うんですが、それは正しいですか。

○正田環境経済課長 環境格付の実績といたしまして、例えば平成23年度の数字で見ますと、政策投資銀行の中で融資実施額として1,299億円とこうなっております。今回、利子補給、私どものほうで利子補給を行った融資というものの総額は143億でございます、1割強という状況でございます。

○高橋委員 今の話ですと、1,299億円は、もう環境格付という形で、その政策投資銀行は特に利子補給を行わずに、自社のサービスとしてこうやっていると、そのうち1割強をこの事業を使わせてもらっていると。ところが、23年度は全然この予算執行率は余っているわけなので、どうしてこれ、残りのものというのはこの対象にならなかったのかというのはわかりませんか。

○正田環境経済課長 恐らく、これはいろいろ理由があろうかと思うんですが、一つは、やはり繰り返しになりますが、5年間でCO<sub>2</sub>を5%減らしてくださいねと、これをもし達成できなかったら補給金を返納してもらいますよとこういう条件を課してございます。これにつきましては、本当にそれは大丈夫なのかというところで環境格付にとどまったという話も聞いてございます。

○高橋委員 そのように考えてくると、もちろん5%を約束させるということが大事だと思うんですが、要するにこれ、果たして利子補給が必要なのかと。もう10倍ぐらいの規模で、まあ民間企業とっていいのかわからないんですけども、政策投資銀行という銀行が一つのサービス、金融商品としてやっていらっしゃるという理解だと思うんですけども、それでも、なおこの効果は非常に高いというふうに判断されているのでしょうか。

○正田環境経済課長 申し上げましたようにやっと、政策投資銀行はパイオニアなんです。それに伴って、いわゆるメガバンクでご参加いただいたのは、やっと昨年度体制がそろいまして、本年度、中央銀行の約1割と、ご参加いただいている。ある意味では、まだ普及の段階、それもまだ一歩、二歩ということだと私どもは考えてございます。それを政策として後押しをしていきたいと考えてございますので、ぜひ、この事業につきましては引き続き取り組んでいきたいと。あわせまして、やはりCO<sub>2</sub>の削減というものをお約束いただくということが大事であろうと考えてございます。そのツールとしても活用していきたいと考えているもので

ございます。

○高橋委員 この辺でやめておきますけれども、やはり環境格付というものを普及させるということを、環境金融ということが目的なんだと何度も強調されている割には、かなり今のお話ですと、もう既に規模が大きいのではないかと。そこはどこまで、今後も国がずるずるとやっていくべきなのかということについては、しっかりと考える必要があると思います。

以上です。

○正田環境経済課長 1点だけ申し上げますと、政策投資銀行の融資額、23年度全体で3兆弱でございます。そのうちの1,300億弱というのが環境格付融資だったと。全体の中で大体5%弱だろうと思いますが、そういった状況でございまして、やはり、もう少し普及というものに時間がかかるんだろうと考えて、これは数字だけご紹介させていただきます。

○伊藤コーディネーター ちょっと1回整理しますけど、この事業の目的、先ほど来出ているようにCO<sub>2</sub>の排出量削減と環境金融の定着であったり、この格付の普及というお話だったと思うんですが、CO<sub>2</sub>削減ということだけでいくと、もちろん、これは大企業のほうが5%という数字としてはふえてくる。ただ、そのことだけを考えたら、この1%優遇というインセンティブがなくても、そもそもやっていくことができるんじゃないかという議論がこの間あったと思うんですが、多分、今までのご説明でいくと、こっちよりも今打ち出したいのは、環境金融を普及して定着をさせようということなのかなというのが、多分今までのご説明だったと思うんです。

ただ、多分、その定着というの、あくまでもそれは目的ではなくツールであって、手段であって、その定着の先にどういう姿があるのかと、先ほどのご説明の中では、グリーン産業でしたか、そういうような社会をつくるというお話だと思うんですが、多分、そこはやはり定量的なゴールが必要で、だからこその環境金融というのが必要なんだというご説明をいただかないと、多分、今のご説明だけではなかなかわからないんじゃないかと思うんです。そこはいかがなんでしょうか。

○正田環境経済課長 ご指摘ありがとうございます。

例えば、環境基本計画の中で、一つは経済社会のグリーン化を進めましょうというのは、環境金融の拡大ということでございまして、まだ、確かに普通の、まず一步、二歩進めたところだと思ってございます。ゴールはどこかと、なかなか定量的にということ、例えば、そのいわゆる銀行と呼ばれている機関が、メガバンクから信用金庫、組合までを含めて五百数十ございます。これがすべて環境格付を導入するまで面倒を見るのかというと、そういった

問題ではないんだろうと思ってございます。そこは先ほど申し上げました、例えば行動原則の中で、そういった融資を行うような機関が集まって議論を行う場がございます。そういったものは情勢を見ながらかと思うんですが……。

○伊藤コーディネーター 私が申し上げていたのは、金融機関をふやすこと自体がゴールじゃないと思うんです、仮に五百何十全部に。そうではなくて、環境金融、そういう金融機関のこういうサービスができた後に、どういう、一番簡単なのはCO<sub>2</sub>をより削減しますというのが一番早いゴールだと思うんですが、多分、ご説明の中ではそうじゃないんだと思うんです。その先に何があるのかというのがわからないんですよ。

○正田環境経済課長 目指していますその経済社会のグリーン化というのは、例えば、環境に配慮した企業が伸びていきますよと、環境に配慮した製品・サービスが広く普及しますよと、具体的に言えばこういうことなんだろうと思ってございます。その中で、実際にこういった企業が活動される中にはお金の流れというのが必ずございますので、そこにツールとして、おっしゃるとおり環境という要素をできるだけ織り込んでいきたいと。ただ、その中に、あわせて、やはりCO<sub>2</sub>削減というのは、これは日本だけではなくて国際的にも非常に重要な課題でございます。例えば、本年度の税制改正の中では、石油・石炭というのは特例という形でございますけれども、税制上の措置という形でも、新たな取り組みというものを進めていただくことになりました。これについては、私ども、確実に取り組みを進めていかなければならないとこう考えてございます。

そういう意味では、5年間で5%というのは大事な条件だと考えてございます。環境金融につきまして、どこまでというのは、いずれ、やはり普及状況を見ながら整理をしていかなければならないと、最終的なゴールをどうするのかと、未来永劫という話ではこれはないんだろうと思います。他方で、あとはCO<sub>2</sub>削減の努力につきましては、施策としてこれは何がしか、当然必要なものとして考えていかなければいけないと。両方を見ながら、これは検討してまいりたいと思います。

ご指摘はごもっとものところですよ。ありがとうございます。

○赤井委員 ちょっと戻りますけれども、制度の、この1%を補助するという制度についてお聞きしたいんですが、これはパーセントにはなっていますけれども、マイナス1ということなので、金利にかかわらず1%、マイナス1するという理解でよろしいですか。

○正田環境経済課長 さようでございます。

○赤井委員 特に、この1が望ましいというよりかは、わかりやすい1というふうに制度設計

したという理解でいいですか。

○正田環境経済課長 そういった面は、やはり事業をつくった当初に聞きましたがございました。やはりこの、まず環境格付というのを普及していくために、できるだけ煩雑にならないようにと、シンプルにという考え方が一つございました。あとは、やはり当時の金利情勢を見ながら、相場観としてもあったと思います。実際に、類似事業として22ページに書かれています、他省庁さんの事例でございますが、利子補給事業がございまして、こちらも利子補給率というのは今1%でございますので、そういう意味では相場観として、方程式があっぴたっとうこうなりますという話ではないんですが、施策ツールとして、こういったものを活用していく際に、概ねこういったところが妥当な線ではなかろうかと考えております。

○赤井委員 それは低金利がずっと続き、さらに金利が落ちても、その変更はあまりしないほうがいいという形ですか。

○正田環境経済課長 現状においては、一つ定着をしてきておるとは思いますが、今後どうなるかという話につきましては、先ほどお話がございましたように、実際にその環境金融がどういうふう普及していきますとか、大企業、中小企業があろうかと思っております。その中では見ながら考えていかなければいけない課題だとは思ってございますが、まずは、先ほど申し上げましたように、この普及していくという段階では、今の制度というものをまずは、もうしばらくは後押ししていきたいと考えてございます。

○赤井委員 これ、制度の問題ですけれども、利子補給という名前になっていて、1%と名前がついているので、あたかも何か利子に補給しているように思うんですけれども、利率が幾らであっても、これは1掛ける、いわゆる融資額、掛ける1%を補助するという形になりますよね、結果として、金利がマイナス1になっているので。それは、結局、その融資した額は企業に行っているんですか、銀行に行っているんですか。どこに行っているんですか。

○正田環境経済課長 利子補給の額ということでよろしいでしょうか。

○赤井委員 はい、実際に出したお金は。

○正田環境経済課長 23ページにお金の流れをお示ししてございますが、環境省からご参加いただく各金融機関のほうに補給金という形で交付していると。

○赤井委員 で、その補給金はその後どこへ、銀行が丸々取っているのか、企業に行っているのか、その辺りは把握はされていないんですか。

○正田環境経済課長 結局、企業のほうから、企業によってこれは何%かあるかと思っておりますけれども、お約束をする際に、1%分の利子補給は国、環境省のほうから来ますと、マイナス

1%の利子補給から当てると、それについて銀行に納まっているということでございます。

○赤井委員 銀行が、その銀行に渡せば、銀行が貸し出す金利が下がるわけですね。そういうことじゃないんですか。

○正田環境経済課長 そういうことだと思います。実際に何がしかを融資する際に、特約というような条件をお示しされて、こうなっているんだけど、例えば5年間、最長は5年間で書いてございますが、につきましては、国のほうから1%利子補給がありますと。なので、それについてはマイナス1%の金利を払ってくださいというふうになっていると思います。

○赤井委員 そのマイナス1%の前の金利が、この制度があるために高くなっているということはないんですか。要するに、本来、例えば1.2ぐらいで貸せるんだけど、マイナス1になると0.2ですね。だから1.5で貸して、お互いに取り合うみたいな形、それは別にいいか悪いかという問題はあるかと思うんですけども、その辺の実態把握みたいなのはされているんですか。

○正田環境経済課長 一応、私どもも、そんなことがないようにということを前提と、実際に銀行のほうには注意喚起をいたしまして、必要な応募書類について審査を行っておるということございまして、そこはご参加いただく金融機関は、補助事業者としての位置づけでございますので、信頼をして執行したいと思っております。

○赤井委員 信頼をするのも大事なんですけども、そこもできる範囲で監視をするということにしないと、例えば環境格付で1があるから、その融資だけ、通常の融資よりも高くなっているということのないようにしたほうがいいのかという、悪いように見れば、全く借りる必要がないような、先ほどありましたけれども、大企業だと借りなくても5%を達成できる。ただ、1より小さいような優良企業だと、借りればほとんど無利子ですね。無利子で借りる必要はないんだけど、借りても無利子だから、借りたという実績だけつくと、自動的にお金が国からおりてくるというような制度に実際なりますよね。そうすると、そのお金をもらうためだけに必要のない借りるというようなことをするという可能性もあるので、そういうことはないと思うんですけども、そういうところはきちっと把握されたほうがいいと思います。

○正田環境経済課長 ありがとうございます。

ただ、すみません、何回も繰り返しますけれども、5%を削減する約束をしていただくということは、そういう意味では、そういったモラルハザードを犯さないと、歯止めになっていると考えてございます。

○伊藤コーディネーター コメントシートの回収をお願いいたします。

高橋さん、どうぞ。

○高橋委員 経済産業省のほうで類似した事業があるということなんですけれども、適切な役割分担になっていると、マル、22ページのところです、されているんですけれども、もう少しここを説明していただけますか。どう、何が違うのかと。

○正田環境経済課長 私どものほうは、入り口、出口という意味で、環境省として環境金融を使っているという面で、入り口として環境格付というフィルターをくぐってくださいと。実際、その実績として、5%削減というご誓約をくださいとこういう条件をつけてございます。ただし、その場合には、実際の温暖化対策として行う事業につきまして、これは温暖化対策に資するものと、CO<sub>2</sub>削減に資するものと特に限定かけているものではございません。他方で、経済産業省さんのほうのこのエネルギー使用合理化、この利子補給事業でございますが、これは、対象が省エネ設備、省エネ機器、それも、どちらかというとな機能の高いものが主流であろうかと思えます。ただし、先ほど申し上げましたように、実際に行う際のフィルターでありますとか、出口についての上限というものはございません。省エネ機器の普及というのが主な目的であろうかと思えます。私どものほうは、フィルターとしての環境格付の融資と確実にCO<sub>2</sub>の削減を減らしていくとこの目的でございます、恐らく、融資を受けられるほうにつきましては、実際どういったものが必要かと、その際の手続とか、そういったものを勘案されて、こう選択されると。恐らく、そういった面で役割分担はできていると考えてございます。

○高橋委員 すみません、この経済産業省のほうは、これは、例えば1%引くとかそういう制度なんですか。

○正田環境経済課長 利子補給で1%以内というふうな成果と承っております。ただし、申し上げましたように、高性能な省エネ機器の普及をしていこうというのが主な目的でございます。私どものほうは、入り口としての環境格付という、その環境政策としてのフィルターと、出口としてのCO<sub>2</sub>の削減と、そのかわり、温暖化対策に資するものということで、このところは特に限定をつけていないということでございます。

○高橋委員 今、その目的が違うというのは、それは役所の事情であって、使う側からしてみると、要は、経済産業省が対象となっている機器を購入ですか、その省エネ設備をすることによっても、当然、CO<sub>2</sub>の削減には寄与するということは間違いないですね。

○正田環境経済課長 同じエネ特の事業でございますので、CO<sub>2</sub>排出抑制に資する事業という

のは間違いないと思います。

○高橋委員 ということですね。ということは、一種の重複が生じているという理解でよろしいわけですか。

○正田環境経済課長 今申し上げましたように、仕組みのたてつけ、どういうふうに手続を踏んで流していくかというところ、もしくは対象事業につきまして、これは違いがあると思います。そういう意味で、我々は役割分担ができていていると考えてございます。

○高橋委員 もう一つお聞きしたいのが、地方自治体において、同じような取り組みはないんでしょうか。

○正田環境経済課長 ここに取り組んでございますような環境格付や、CO<sub>2</sub>の排出を条件づけた利子補給とは別に、広く利子補給という政策ツールとしては、これはあると思います。例えば公害対策云々であろうかと思いますが、本利子補給事業でございますように入り口としての環境格付を普及していこうとか、出口としてCO<sub>2</sub>の削減の条件をかまそうとか、こういったものは少なくとも私どもは承知してございません。

○伊藤コーディネーター 高橋さんはコメントシートは。

○高橋委員 書いています。

例えば環境のために地球温暖化対策事業という観点から、金融機関を通じて融資を実行するというような事例というのはあるんじゃないかと思うんですけれども。

○正田環境経済課長 申し上げておりますのは、入り口として、その環境格付というフィルターをくぐってくださいと、これは、環境金融というものを地域に限らず私どもは普及していきたいと考えております。この入り口の話と、出口において、5年間のCO<sub>2</sub>の削減をしてくださいと、5%とこういう条件をかまして。こういった仕組みというのは、私ども承知はまだしてございません。ただし、ツールとして利子補給を使おうというのは、これは多々、各自治体においてもあろうかと思えます。

○高橋委員 千葉県環境保全資金とか、愛知県環境対策資金等々あると承知してはいますけれども、もちろんその環境格付というような限定されたものではないのかもしれませんが、非常に枠組みといい、目的といい、似たようなものだと思うんですけれども、そういうものとの間の調整とか協議とかはされているんでしょうか。

○正田環境経済課長 ありがとうございます。

まだそこまで具体的にはしてございません。ただ、今後そういった地域の金融機関を生かしていこうという中で、自治体との協議というのは大事だと思ってございます。ぜひ、今教

えていただきましたが、さらに私どもも、いろいろ情報収集でございますとか、公共団体とかく意見交換をして、そのすみ分けというよりも、よく連携してということだと思ってございます。取り組んでいけるところについては努力していきたいと思います。

○高橋委員 最後、コメントですけれども、方向性としては、私も反対するものではないんですけれども、国が利子を補給するという役割が本当に適切なのかというところにやっぱり疑問を感じます。先ほどの話もありましたけれども、民間の金融機関でどこまでできるんだろうかと、あるいは地方自治体でどこまでできるんだろうかと、そういうところに、国、環境省として、例えば何かしらのガイドラインをつくるだとかですね、普及啓発活動をするだとか、何かそういうことに格付が高い企業に報奨を与えるだとか、そういうお金がかからない役割というのはたくさんあると思いますので、検討していただければと思います。

○伊藤コーディネーター 高岡さんに逆質問を含めて、ご発言いただきたいんですけれども、先ほど、最初、赤井さんがご指摘されていたような5%の、この1%の優遇がない、使っていない企業にとって、この5%というのは縛りとしてはきついのかどうか、実際、守ろうとすると大変なのかどうかということも含めてご意見いただければと思います。

○高岡委員 環境とかCSRレポートの第三者意見をよく私は書いているんですけれども、その中で、数値を見る範囲では、実際にスタートダッシュが速くて、この10年間ぐらいで相当削減が進んでいる企業が、大企業は多いんですね。特に大企業の中のそのリーディングカンパニー、そういうところにとっては厳しいかなと。逆に、まだこれから着手するような企業にとっては、そんなに、5年間で5%ですよ、そういう数字は、達成が大変な数字ではないと思いますので、その辺の状況を踏まえて、もしかしたら大企業は使っていないのかもしれないという。

私からも、最後にちょっとこの設計についてもう一度コメントをさせていただきたいんですけれども、極論をすれば、これ、温室効果ガスを減らすだけだったら、先ほど申し上げたように大企業が5%減らせば大きいわけですし、余力があるかどうかは別にして、お金は余っている状況なので、融資に1%補助するのではなくて貯金に1%上乗せしてあげるといったら、あっという間に殺到して、このぐらいの予算なんかは、あっという間に1日で売り切れてしまって、そして、それもうかる、現預金が余っているわけですから、そういう企業は必死で多分削減するんだろうと思います。極論ですね、そうしてくださいというわけじゃなくて。

ただ、目的は温室効果ガスの排出削減、抑制なのか、環境金融というものとか環境格付みたいなものの普及なのか、さらには、先ほど、この環境格付、結局、得られるものは、主と



してその設備のところでもそういう環境配慮型の設備を入れていることも入ってくるでしょうから、そうなると、結局そういう環境配慮型の設備をつくっている産業の普及と、発展とかそういう機器の普及なのかという、陰に隠れた一つも含めると三つの目的が、この事業の中に混在していて、それがこう、何か皆さんが質問している、どうしてここはこうなるんですかという原因になっているのかなと思うんですね。設計がやっぱり難しいんだと思うんです、三つ目的があるので。なので、その辺をちょっと、もう少しクリアにされたほうが国民にも説明しやすいですし、納得も得られるのかなという気はしました。

○伊藤コーディネーター それでは、評価結果がまとまっておりますので、横光副大臣よりお願いいたします。

○横光環境副大臣 どうもありがとうございます。

取りまとめの結果を申し上げる前に、ちょっと委員の皆様方のコメントを先に申し上げます。

大企業については、この利子補給が全体のCO<sub>2</sub>の5%削減に直結しているか、把握が不十分であるというご意見。また、大企業は利用しないと思う、と。利子補給を通じてCO<sub>2</sub>削減を行うのではなく、他の方法を探ってみてはいかがかという意見。また、今の利子補給の制度の仕組みを再検討する必要があるというご意見。そして、利子補給によって5%削減が達成されたのか不明であると。民間の、特に大きな金融機関なら、利子補給がなくても独自に環境経営ができるのではないかという意見。それから、だんだん厳しくなりますが、検証が全くなされてないと、このCO<sub>2</sub>排出の削減は進んでおるし、今、この制度によってどのくらい促進されたのかわからないということ。削減の困難な地銀、中小企業に視線を向けるなど、一度、本制度をリセットして検討すべきだというご意見ですね。さらに、有害であるというご意見さへございます。この制度は、中小企業への環境投資に特化した制度として再度検討すべきだというご意見がございました。

委員の皆様方のご意見は、一部改善が2、抜本的改善が2、廃止が2でございます。この仕組みとして、決め方として、最も得票数が多い選択肢が複数ある場合は、取りまとめ役が票数全体の分布、あるいは外部有識者のコメント、評価に至るまでの議論等を総合的に勘案して判断するものとするということになっております。今回、2、2、2ということで最多得票がございませんので、取りまとめ役の私が最終結果を取りまとめたいと思っております。

今、いろいろとお話を聞く中で、やはり環境格付融資のように、この金融機関が環境に配慮した、そういった金の流れをつくっていく、それが温暖化防止にもなるわけで、それは重

要だと思っんですね。それを否定されている方はいないと思っんです。ただ、この事業が本当にそのために効果があるのかどうかというのが非常に、お聞きしている中では疑問であるということ、格付融資の普及目標や、あるいはこのCO<sub>2</sub>削減目標、これが非常にあいまいな感じがいたしました。そういった私の考えの中で、この最終取りまとめは抜本的改善とすべきだと思います。多くのご意見がございますように、メガバンクや大企業への補助を廃止し、そして地方銀行や中小企業への補助に特化するような制度を見直すべきであると思っっております。

以上でございます。

○伊藤コーディネーター ありがとうございます。

以上で終了いたします。ありがとうございます。

それでは、最後の事業にまいります。事業番号4番です。特定外来生物防除等推進事業につきまして、説明をお願いいたします。

○関根外来生物対策室長 自然環境局の外来生物対策室長の関根でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料の29ページからお願いいたします。

特定外来生物防除等推進事業でございます。海外から侵入いたしました外来生物が、日本の生態系でありますとか農林水産業に被害を及ぼしているということを受けまして、平成17年に外来生物法という法律が施行されております。この事業におきましては、この法律によりまして指定をされております特定外来生物の中で、特に深刻な被害を及ぼしている外来生物、これを対象といたしまして防除を行っているものでございます。事業自体は、平成18年度から実施をしております。予算額といたしましては、真ん中のほうにございますけれども、3億2,000万から7,000万の間で推移をしております。

事業の内容でございますが、恐縮ですが35ページの図をご覧くださいと思います。事業の内容と実施箇所でございます。

事業といたしましては大きく二つに分かれてございます。一つが、特定外来生物防除直轄事業でございまして、日本の中で、特に生物多様性の保全上、特に重要な地域において、環境省自らが防除を進めているものでございます。実施地域といたしましては、固有種が集中して分布をしております奄美大島、沖縄本島のやんばる地域でマングースの防除を実施しております。このほか、ラムサール条約登録湿地でオオクチバスの防除。それから各地の国立公園で、国立公園の中に侵入をした外来生物の防除を行っております。二つ目といたしまし

て、広域に分布をしておりますアライグマなどの外来生物に対しまして、地方公共団体の取り組みを支援していこうという形のモデル事業を実施しております。それぞれの事業の内容につきましては、次のページ、36ページからご説明をまいります。

マングースの防除事業でございます。アマミノクロウサギでございますとかヤンバルクイナといった固有種に被害をもたらしているマングースの根絶を目標としておりますけれども、捕獲を行っているものでございます。わなを用いた捕獲をこれまで実施しております。その結果、平成12年度には約3万頭ぐらい生息していると推定されていたマングースが、最近では約400頭という形で、かなりの削減が進んできているところでございます。この結果、地域的には、根絶を達成したところもございまして、それから、希少種の回復ということも確認されております。今後、このわなによる捕獲によりまして、ほぼ10年後には根絶を達成できるだろうというふうに見込んでおります。ただ、最終段階で、海外の根絶の事例などを見ておりますと、わなになかなかかからない警戒心の強い個体が残りと、それがなかなか捕獲できないと、捕獲に苦勞するといったようなことも報告されておりますので、22年度から探索犬、これはもうニュージーランドの根絶事業で、最終段階で効果を発揮して根絶に至ったという実績のあるものでございますが、これによる直接的な捕獲ということも併用して実施をしております、この根絶の時期をできるだけ早めていきたいと考えております。

二つ目のオオクチバスの防除事業でございます。ラムサール条約登録湿地において実施をしております、オオクチバスが産卵した卵を効果的に取り除く方法といったようなものも開発いたしまして、在来魚の増加などの効果が認められているところでございます。

37ページにまいりまして、国立公園で実施をしている事業のうちグリーンアノールでございます。グリーンアノールはトカゲの一種でございますけれども、小笠原固有の昆虫類を捕食して影響をもたらしているものでございます。このグリーンアノールは、小笠原諸島の中心であります父島ではかなり蔓延をしておりますので、周辺の、まだこのグリーンアノールが侵入していない島への拡散を防ぐということで、父島の港周辺で防除を実施しております、その結果、密度の低下、それから周辺地域への拡散の防止ということができている状況でございます。

二つ目のタイプのモデル事業でございますけれども、全国的に分布を拡大して農業被害などをもたらしておりますアライグマなどを対象に実施をしております。地方自治体の担当者を対象といたしました研修会の開催ですとか、それから防除マニュアルの作成といったことを通じまして、自治体の取り組みを支援してまいりました。その結果、この右のグラフにも

ございますように、アライグマの捕獲数がかなり増加をしてきているというふうな状況でございます。ただ、まだ分布域の拡大の防止といったところまでは至っていない状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、点検結果でございますが、30ページをお願いいたします。30ページの中ほどに書いてございますけれども、この事業によりまして、生息数の低減といったことで効果が認められている事業もございます。こうした事業で、途中で捕獲を停止するということになると、また再びふえるということにもなってまいりますので、事業としては継続をして実施をしてみたいと考えております。ただ、各段階に応じまして捕獲方法の見直しといったことで、効率的な事業の実施に努力をしていきたいと考えております。広域に定着しておりますアライグマなどにつきましては、現段階でまだ分布拡大の阻止に至っておりませんので、引き続き地方公共団体の防除を促進してみたいと考えてございます。

以上でございます。

○伊藤コーディネーター ありがとうございます。

ご質問に入る前に、事前に確認をしておりますので、それぞれの事業についている予算について確認しますので、もし間違ったら言ってください。

最初のマンガースの防除事業、1番の①というふうになっているもの、36ページが2億3,000万円。

○関根外来生物対策室長 すみません。

○伊藤コーディネーター 違いますか。

○関根外来生物対策室長 ええ、2億6,400万円でございます。

○伊藤コーディネーター 2億6,400万円。オオクチバスの防除が1,400万。

○関根外来生物対策室長 これも、ちょっとすみません。

○伊藤コーディネーター じゃあ、ご説明いただいて。

○関根外来生物対策室長 オオクチバスの防除事業は1,600万円でございます。それから、国立公園で実施の、これはグリーンアノール以外にもございますけれども、それを含めて5,900万円でございます。それから、最後の広域に分布している外来生物のモデル事業は2,400万円という内訳になってございます。

○伊藤コーディネーター 多分、皆さんのお手元の31ページにある資金の流れと、なかなか対応できていないので、読みにくいと思います。これは前にも一度ご指摘もしましたが、ゼ

ひこの後、レビューする中ではわかるようにしていただければと思います。

それでは、ご質問をお願いいたします。

稲垣先生。

○稲垣委員 先般、ヤンバルクイナの生息域が、従前の最南端と言われていたところよりさらに3キロ下がっているという報道を聞いて、大変事業としては効果が上がっているなというふうに思いましたけれども、今日も説明がありましたように、非常に低密度化してきたときの対応というのは、今言われたように何億円とかけてやっても、なかなかもう効果が上がってこないんじゃないかなと思います。かといって、手を抜いてしまったら、またどんどんふえてしまいますので、ここに書いてあるように早めに費用対効果がいいやり方ですね、これをぜひ確立をしていただいて、今後これ、今はヤンバルクイナなんですけれども、その手法というのが、これからいろんなものに出ていくときに大変有効に使えるようなことがあるんじゃないかなというふうに思いますので、これをぜひお願いしたいなというふうに思います。

それと二つ目、お願いしたいのは、広域化してしまっているもの、これはなかなか国ではやり切れないと思うんですね。市町村あるいは県にお願い、県がやるわけですがけれども、そのやり方というのがみんなばらばらなんですね、はっきり言って。ですから、そういうのを、いろんな事例というのを出していただく、これが必要じゃないかなと、その辺をどういうふうにして見るか、ぜひお聞きしたいなと思います。

○関根外来生物対策室長 1点目のことにつきましては、大きな課題というふうに考えておりまして、説明の中でも、探索犬の導入というのをご説明いたしましたけれども、これは、直接そのマングースを捕獲したりという以外に、糞の匂いなんかで、どの辺りにマングースが多いか少ないかというふうな、より詳細な分布状況というのも把握できるのではないかと見込んでおりまして、その多いところでは集中的な捕獲をするといったふうなことで、全体的な効率化というものを進めていきたいと考えております。

それから、広域に分布しているものにつきましては、やはりその自治体側で連携した形で実施していただくという必要がございますので、ご指摘にありました方法でございますとか、あるいは全国レベルでの分布の拡大状況の情報ですとか、そういったものについて、国のほうでできるだけ整理をしてお伝えするというようなことで努めていきたいと考えております。

○稲垣委員 それと、ここにも書いてありますけれども、各省庁が、ここには、環境省さんは生態系への攪乱の場合はやるんだというふうになつとるんですが、確かに見方によって、生態系への攪乱だとか、農業への被害ということになると思うんですね。で、各省庁にやっ

ていただくことは結構なんですけれども、何か統一的な考え方というのはないのか、見方によっては、農産物への影響があるといって農水省がやっておっても、ある面から見れば、これは生態系の攪乱でもあるわけですから、それをどういうふうにされるのか、ちょっとそれを、今後どういう考えを持ってみえるのかもしあれば教えてください。

○関根外来生物対策室長 各地で実施しているモデル事業にも、農水省の出先の担当の方にも一緒に入っていて、いろいろ意見交換も進めていただいているところでございますので、できるだけその齟齬がないような形で、今後とも調整をしていきたいと考えております。

○稲垣委員 もう1点、これは、この事業でやれるかどうかは別ですけれども、特定外来生物以外で、既にもう全国に蔓延している、広く分布している外来種というのは、物すごく数多くあって、現に、それによって生態系がもう既に攪乱されてしまっておるようなものがあるわけですけれども、そういうものについての対応というのはどういうふうに考えてみえるのか。

○関根外来生物対策室長 例えばセイタカアワダチソウなんかですと、もうかなり全国各地に蔓延する状況でございますけれども、それが拡大していく過程では非常に被害の拡大というものもあったかと思うんですけれども、現時点では、ちょっとこういう言い方が適切かどうかはあれですけれども、行き着くところまで行き着いてしまって、新たにその被害が拡大するという状況ではないというふうなものが幾つかあるというふうに思っております、そういうものに全く問題がないということではないんですけれども、アライグマなどの、現にその被害が拡大しつつあるものというのを、まずは優先的に取り上げていきたいと考えております。

○伊藤コーディネーター 水上さん。

○水上委員 事前勉強会のごときにご質問したので、多分あるかと思うんですが、33ページの支出先上位2社について、具体的に何人ぐらいの人工がかかっているというのを、もう少し詳しく説明してくださいというのをお願いしていたんですが、そちらはどうになりましたか。

○関根外来生物対策室長 それでは、ちょっとご説明いたします。

まず、奄美大島のほうでございますけれども、自然環境研究センターが実施をしております。全体額の大体74%に当たる9,900万が現地の作業員への当てられているというわけでございます。この内訳でございますけれども、まず、この作業員が42名おります。賃金の日額が

8,900円でございます。これは、これで月22日の勤務、掛ける12カ月ということで、総額として9,200万ということになってまいります。

それからもう一つ、沖縄のやんばる地域で業務を実施しております南西環境研究所でございますが、契約額の7,400万のうち63%に当たります4,600万、これが作業員への謝礼額というふうになっております。これはちょっと、17人作業員がおるんですけれども、そのうち1名が現場監督員として、ちょっとリーダー的な立場で、少し、ちょっと単価が異なっております。この1名につきましては、日額が1万2,100円。それで、それ以外の16名が9,000円ということになっておりまして、これは1月24日、掛ける12カ月ということで、合計が4,600万円ということになっております。

○水上委員 そうすると、大ざっぱに言うと、自然環境研究センターのほうが大体月給20万円ぐらいの作業員、18万円ぐらいですか。で、もう一方のほうは20万円をちょっと超えるぐらいの作業員ということですかね。

○関根外来生物対策室長 もう一つのほうも、やっぱり20万円を少し下回るぐらいで。

○水上委員 下回るぐらいですか、20万円をちょっと下回るぐらいの作業員と。

○関根外来生物対策室長 その1名については26万円ぐらいになります。

○水上委員 1人は26万円になると。その人は現場監督で、それ以外の作業員の人は大体20万をちょっと切るぐらいの作業費を1人当たり払っているという状況ですか。

○関根外来生物対策室長 はい。

○水上委員 このそれぞれのところというのは、去年マングースは何匹とったんですか。

○関根外来生物対策室長 ちょっとお待ちいただけますか。

○外来生物対策室 奄美大島においては261頭で、すみません、資料の36ページです。

○水上委員 36ページの数字そのままですか。

○外来生物対策室 そのままです。

○水上委員 じゃあ、261匹と、もう一個が255匹というのが、それぞれこの法人のとった数にほぼ一致するというものでいいですか。

○外来生物対策室 やんばる地域につきましては、沖縄県と米軍が協力していただいております。そのうち、環境省が15頭になります。やんばる地域については15頭で、奄美大島については261頭を環境省が全部とっております。

○水上委員 つまり、奄美のほうは15頭。

○外来生物対策室 環境省の事業で、やんばる地域につきましては、環境省で15頭でございます。

ます。

○水上委員 え、じゃあ、残りの240頭は環境省の事業でとったんじゃないということですか。

○外来生物対策室 沖縄県が207頭で、残りが米軍でございます。

○水上委員 そうなんですか。じゃあ、この事業の、この予算の中でとったのは15頭しかいないということですか。

○外来生物対策室 ええ、ただ、沖縄県は比較的マングースが高密度にいる地域をやっておりまして、環境省につきましては、やんばるの北部の希少種がいるところでやっておりまして、比較的マングースが少ないところでやっておりますので、基本的に、エリア的には同じ、同ぐらいの面積をやっているんですが、捕獲効率からすると、かなり違ってきます。

○水上委員 これがいいか悪いかは、とりあえず置いておきますけど、2のほうの南西環境研究所というのは17人の方がいるんですけど、が作業員でいて、うち1人が現場監督とおっしゃっていましたか。

○関根外来生物対策室長 はい。

○水上委員 そうすると、平均すると1年間で1人1匹ぐらいとっているということなんですか。

○関根外来生物対策室長 そういうことになります。

○水上委員 1人1匹とっている、そういうことでいいんですね。

○関根外来生物対策室長 そういうことになります。

○水上委員 なるほど、それに対して、毎月20万円弱のお金を1人当たり払っているということとで、まずいいんですね。

○関根外来生物対策室長 はい。

○水上委員 データベースでは。価値判断はとりあえず抜きにして、事実の問題として。

○関根外来生物対策室長 はい。

○水上委員 ああ、なるほど。1のほうは、その計算で言うと1人当たり何匹ぐらいとっているんだろう、1年間で。

○関根外来生物対策室長 250割る42ということになりますので。

○水上委員 6匹ぐらい。

○関根外来生物対策室長 そうですね。

○水上委員 2カ月に1匹とっていくと、月に18万円ぐらいお給料がもらえるというビジネスを彼らは展開しているということでもいいですかね。

○関根外来生物対策室長 そうです、はい。



- 水上委員 それで、この予算効率は、今後どんどん下がっていく予定なんですか。
- 関根外来生物対策室長 ええ、できるだけ効率を上げる努力というのはしていきたいと思っておりますが、全体の数というのがどんどん低下してまいりますので、1年間に捕獲できる数も、当然やっぱり下がっていくということになります。
- 水上委員 逆に、10年間あれば根絶できるんですか。
- 関根外来生物対策室長 当然そのわなの配置を変えるとか、そういう、より効果的にとれるという形で努力をした場合には、そういったことが可能であろうと考えております。
- 水上委員 これ、ちなみに、もしこの人たちがすごい頑張ってしまうと、10年じゃなくて6年で根絶できたとするじゃないですか。そうすると、この事業はなくなるんですか。
- 関根外来生物対策室長 根絶という目的の事業はここで終わりに、根絶できた時点で終わりになります。
- 水上委員 そうすると、この人たちは仕事がなくなるということですか。
- 関根外来生物対策室長 このマンガースのこの仕事からは退いていただくということになります。
- 水上委員 あまり何というか、きれいな話じゃないかもしれませんが、私、この作業員だったら、絶対に根絶させませんよ。だって、根絶させてしまったら失業してしまうんですよ。
- 関根外来生物対策室長 まあ、そういう意味では、それはそうかもしれませんが、そういったことをやらないだろうというような方を雇用しておりますし、現に、現場の職員も、環境省の職員も配置をしておりますけれども、働きぶりを見て、少なくともそういうことをお考えじゃないというふうに考えております。
- 水上委員 だって、今、1年に1匹とれば20万円ずつもらえると。
- 関根外来生物対策室長 それはですね、ただ、ちょっとこの捕獲効率というのを資料の中にも書いてございますけれども、表の下にも書いておるんですが、1日当たり1,000個のわなをかけて、捕まるだろうというマンガースの数は0.16ということで、ですから、1日1万個のわなをかければ1匹捕まるかどうかというふうな、非常にもう効率としては、これだけ下がってまいりますと、どうしてもこういう数になってしまうと。
- 伊藤コーディネーター この方たちの稼働時間は変わってないわけですね、きっと。
- 関根外来生物対策室長 働いている時間ですか。
- 伊藤コーディネーター 変わってないんですよ。

○関根外来生物対策室長 変わっていません。

○伊藤コーディネーター そっちをご説明いただいたほうがいいと思うんですけど。

○外来生物対策室 1匹捕まえて幾らということではなくて、わなを仕掛けたり、それから、かかっているかどうかという見回りをしたり、あるいは貴重な鳥類がかかっていたら、それを外したりとか、そういうことも含めて1日幾らということなので、捕まえた瞬間だけでお金を払っているということでは……。

○水上委員 制度のたてつけとしてそうなっていることはわかっているんですけども、ここまで個体数が減ったときに、そういう固定費でお金を支払い続けるという仕組み自体が、もう圧倒的に効率悪いんじゃないですか。

○関根外来生物対策室長 この事業は、非常に、毎年わなを同じように置いて実施をしているということではありませんで、毎年いろんな捕獲を、どこで捕獲をできたかとか、希少種はどういったところで生息をしているかと、そういうことも踏まえて、わなの配置をどこに集中させるか、あるいはどこを減らすかと、そういったことも学識者の意見も聞いて検討しておりますで、その報酬制みたいなことをご指摘だと思うんですけども、そういった場合には、やっぱり、非常にとれやすいところではとるということになるかもしれませんが、その低密度になったところも、マングースというのは二、三キロぐらいは普通に行動いたしますので、再び侵入してくるかもしれません。それはもう、本当にとれにくいところでも、捕獲の作業というのは継続していかないといけない。そうしないと、全体として数が減っていかないという非常にデリケートな部分もございますんで……。

○水上委員 お気持ちはわかるんですけど、これ、最後は意見ですが、やっぱり私、これはもう報奨金型にしたほうがいいと思います。これ、報奨金にすると劇的に高い金額にできるので、過去、報奨金にしたことがあって、うまくいかなかったというご説明が事前勉強会でありましたけれども、劇的に高い金額でできるはずなんです。で、少なくとも今のこの仕組みのままだと、やっぱり本当のところ、作業者の皆さんには根絶されるインセンティブは沸かないので、その点は、やっぱり制度としては不十分というか、よくない制度だと思います。

さらに言うと、少なくともこれは税金を使っているわけで、マングースを根絶しなきゃいけないのはわかるけれども、どんなに非効率なやり方でもいいから、幾らでも金を使っていとまで国民に負託されているかどうかというのは、かなり疑問だと思いますので、その点は、抜本的に私は見直されたほうがいいと思います。

ここまでは意見です。

○関根外来生物対策室長 ちょっと、先ほどのとらない人が出てくるんじゃないかというふうな心配と、若干似たような話なんですけれども、そういう報酬金額は、現段階においては非常に高くしないと、そういうインセンティブに結びつかないというふうに思いますけれども、そういったことになってきた場合には、例えば、自分でそのマングースをひそかに飼って、ふやして、それで報奨を得ようとか、そういうちょっと不法行為を誘発しかねないんじゃないかなという心配も、ちょっと心配のし過ぎかもしれませんけれども。

○水上委員 いや、それを心配するんだったら、今の制度のままだって、その心配をしなきゃいけないと思いますけれども。

○外来生物対策室 若干補足しますと、報奨制度にした場合に、とりやすいところでとって、その低密度とかのところは、なかなかそこまで行かないわけです。

○水上委員 ごめんなさい、その点については、価格を変えるべきだと思います。低密度のところと高密度のところは、当然、報奨価格は変えなければいけないと思いますけれども、そこは、なんで逆に一定だという前提で話されているのかが全然わからないけれども、それは適切な金額をそれぞれに設定させればいいんじゃないでしょうか。

○関根外来生物対策室長 もう一点言わせていただくと、先ほど申しましたように、その、1万個ぐらいのわなをかけてやっとな頭とれるかどうかという確率になってまいりますので、やっぱりその個人として、そういうものに取り組んでいこうという状況では、現実的にはなかなか難しいのかなという点もございます。

○伊藤コーディネーター 新美さん、どうぞ。

○新美委員 一つは、マングースの話になりましたけれども、これ、モニタリングの手法で探索犬と自動撮影カメラ、移動性と定点ということになるんだろうと思うんですけれども、これはこれからだということですが、ニュージーランドなんかの経験では、どれくらいの精度でディテクトできるのかということですが、データは何かあるんでしょうか。

○関根外来生物対策室長 データとしては、ちょっと具体的に申し上げるようなものはございませんけれども、先ほど説明の中でも申しましたけれども、最後に、もうごく少数のわなにかかりにくいものが残った場合に、この探索犬が最終段階で根絶に至らしめるのに非常に有効であったというような報告がございます。それから、自動撮影カメラにつきましても、これも基本的には、その人件費という点ではかなり縮減できる方法の一つだなと考えております。

○新美委員 今の、それからもう一つ、報奨制にするかどうかという議論と絡むんですけれ

ども、モニタリングがきっちりできておれば線引きも可能でしょうけれども、マングースの場合には2キロぐらい移動するというんですが、テリトリーははっきりしているのでしょうか。

○関根外来生物対策室長 比較的そういうテリトリーがあるというふうに聞いております。

○新美委員 ありがとうございます。じゃあ、私は以上でございます。

○伊藤コーディネーター 今に関連して、どういう状況で、先ほど10年間で根絶はできるだろうと、繁殖もないだろうと、その根拠がちょっとわからないんですけど、それは、どういう根拠の中で言えるんですか。

○関根外来生物対策室長 これは国立環境研究所の연구원の方が、これまでの実績として、どういう作業量を投入した場合にどれぐらい捕獲できたかという実績をもとに、将来を推計をされたということに基づいてのことでございます。

○伊藤コーディネーター これは、この今の状況みたいに高密度化された中での今後10年間という中での推計ですか。

○関根外来生物対策室長 はい。

○伊藤コーディネーター これは18年度からやっていて、多分、大体同じぐらいの金額なのかなと思いますんで、その辺を考えると、多分これまで20億円ぐらい投入を、マングースの防除に投入しているのかなと思うんですが、そこはいかがですか。

○関根外来生物対策室長 これは、これまででは15億円と。

○伊藤コーディネーター 今みたいに10年間で同じぐらいの金額と考えたら、残りに二、三十億円を投入すれば、ここのエリアは完全にマングースはいなくなりますと言える事業であれば一つの説得力にはなると思うんですが、その根拠が、本当に、外部の有識者の方が言っているからということだということでもいいんですか、もう1回確認なんですけれども。

○関根外来生物対策室長 そういう有識者の意見に基づいて、そういうふうに見込んでおります。

○外来生物対策室 すみません、10年というのは、今後もわなだけでやった場合という仮定で考えた場合のことなので、最近、22年度から入れている探索犬の効果というのもあると思いますから、10年よりは早く根絶をできるんじゃないかと。

○赤井委員 海外でそういう事例があるんですか、ちゃんとした。推計じゃなくて、海外で根絶できたのに何年かかって、幾らだったというデータがあれば説得力があると思うんですけども。

○関根外来生物対策室長 海外の事例というのではなくて、これは日本の事例なんですけれ

ども、これは外来種ではなくて農業、農作物に対する害虫でウリミバエというハエが南西諸島におりまして、これは1975年ぐらいから20年ぐらいかけて根絶を達成しておりますけれども、その間に投入されたのが約226億円ということで、20年間ということですので、毎年10億円程度という強烈的な取り組みをした結果、根絶が達成されたというのがございます。

○赤井委員 マングースに関しては、海外でもまだ根絶された事例はないんですか。

○関根外来生物対策室長 マングースでも、小さな島で根絶されたという事例はございますけれども、奄美大島のようなあの大きな島というのは、今回の日本の取り組みが初めてということになります。

○伊藤コーディネーター コメントシートを書きながらお願いいたします。これも、先ほどの拠出金と同じように全体の評価といたしますが、もし個別に、これはなくしたほうがいいという場合は、コメントの中に書いていただければと思います。

高橋先生。

○高橋委員 全体像の話なんですけど、この36ページ、37ページの辺りというのが全体を示している図といたしますか、資料だと思うんですけども、先ほどの予算の規模の話から考えると、要するにこの事業全体としては、これまでは基本的にマングースから始めて、マングースを徹底的にやってきましたと。で、そうこうしているうちにほかにも問題のあるものが、オオクチバスとかグリーンアノールとかが出てきているので、それも少しずつ始めていますと。で、もう一つ、広域分布というものもあるので、これも考えねばいけませんなといったような全体構図と考えていいんでしょうか。

○関根外来生物対策室長 そうですね、マングースについては、平成18年度以前から事業としては開始をしておりました。それ以外のものについては、冒頭ご説明しました外来生物法の成立を受けて始めたということですね。

○高橋委員 要するに、わかりにくいのが、仮にマングースにやる意義があったとして、もうかなり最終段階にまで来ていますよというのが仮にいいとして、じゃあ今後、どこまで、何をやっていくんだろうというのが、よく全体として見えないんですね。何か基準があって、この一定の条件に達するような何か危ない問題、外来生物という意味での危ない問題があったら、それはもうやると、機械的にといたしますか、原則としてやるというような話になっているのか、何となく、何か世論の批判とか、地元からの何か批判の声が高まってきたらやるということなのか、何かそういう基準なり、どういう状況になったらこの事業の対象としてやり始めるのかという、何かそういう指針とかというのはあるんでしょうか。

○関根外来生物対策室長 広域的に分布している、全国的に被害をもたらすものにつきましては、やはり一つの手がかりといたしましては、やっぱりその被害額でございまして、一番やはり現時点で大きいのはアライグマで、全国で3億5,000万ぐらいの農業被害をもたらしているというようなことございまして、これに取り組んでいるというふうなことでやっておりますところでございます。

それで、これからその根治の対象にすべきようなものがあるかということでございますけれども、現段階では、このアライグマの被害額までには及ばないんですけれども、ヌートリアという大型のネズミが西日本を中心に徐々に分布を拡大しているというふうな状況にございまして、アライグマの事業についても、あと3年程度は続ける必要があるかなというふうには思っておりますけれども、それを終了できた時点では、次の段階としては、このヌートリアに取り組む必要があるかなというふうに考えております。

○高橋委員 例えば、ヌートリアは、今、何億円ぐらいの被害があるというんですか。

○関根外来生物対策室長 今は、9,900万円でございます。

○高橋委員 1億ということですね。

○関根外来生物対策室長 はい。

○高橋委員 じゃあ、例えば1億円を超えたら、真剣に対策を考えようとか、そういう。

○関根外来生物対策室長 これも予算額がどれぐらいかとか、そういった現実的な問題もございまして、必ずしもその一定の基準で判断しているということではございません。

○高橋委員 例えば、同じ金額、被害額だったとしても、これ、多分、地域によっても変わると思われますよね。例えば、奄美大島で3.5億円の被害が出ているというのと、日本全国で3.5億円というのは全然意味が違うわけじゃないですか。当然、対策にかかる費用も違うわけであって、なので、そういう基準が何かよくわからないんですけれども、それはもうないということなんですね。

○関根外来生物対策室長 ちょっと全国的なものについては、一つの指標として、農業の被害額を申しあげましたけれども、奄美大島の場合ですと、特段その農業被害というのはなくて、こちらは、もう基本的には純粋に生態系に及ぼしている被害ということですので、これは奄美大島、沖縄というのは固有種の宝庫という、そういう生物学的な重要性というのも当然考慮して取り組んでいるわけでございます。

○高橋委員 わかりました。コメントですが、総論的に意義がないとは申しませんが、結局、指標が全くない、ご本人も認められているわけなんですけれども、という点が非常に問題か

など思っています。お話を伺っていると、そういう気持ちがないとは思うんですけども、要は、そもそもこの事業に与えられている予算額が幾らというのが決まっていて、その範囲内でやることをやりましょうと、言い方を変えると、一つ何か去ったら、じゃあ、また次はこれをやるかという感じで、ちょっと申し訳ないですけど、漫然と続けるというようなことになりかねない危険性を感じます。もちろん、やり出したら切りがないんだという本音とかもあるとは思うんですけども、やはり何らかの指標なりガイドラインなりを設けて、こういうことはやると、こういうことはやらないということを、幾つか分類にする必要はあるのかもしれませんが、設けないと、延々と何かしら、何かの事業についてやり続けるということが目的化するのではないかという危惧を感じます。

○関根外来生物対策室長 先ほど、ちょっとヌートリアを今後ということで申し上げましたけれども、際限なく取り組んでいこうというふうに考えているわけではもちろんございませんで、その全国的なものとしてアライグマ、放置していくとそのアライグマの状況になってしまう恐れがあるのではないかというものについては、現時点ではそのヌートリアと、あとはタイワンリスというものがございませんですけども、この2種類ぐらいかなというふうに考えております。

それから、あと、小笠原において、小笠原も世界遺産地域になりましたけれども、そのときに非常に評価されたのがいろんな陸産貝類、カタツムリが非常にいろんな種類がいるということが評価されたわけですが、そこで非常に影響をもたらしているニューギニアヤリガタリクウズムシ、軟体動物……。

○伊藤コーディネーター 多分、今お聞きされていたのは、個別に今、何が見えているかではなくて、その仕組みをちゃんとつくらないと漫然になってしまうので……。

○関根外来生物対策室長 失礼いたしました。ですから、今後、対象とすべきものというのは、そんなに際限なくあるというわけではなくて、ごく限られたものについて考えております。

○外来生物対策室 すみません、外来生物のその優先順位の考え方だと思います、委員の指摘は。もちろん、その特定外来生物、たくさん指定はしているんですが、その中でも、特に侵略性が高い、その日本の生態系に大きな影響を与えるタイプのパターンというものがあります。まず、そういった生き物をターゲットにするというのが一つ優先順位のつけ方です。

それから、今の分布の状況、冒頭で室長から話がありましたが、今、分布が急速に拡大しつつあるのか、個体数がふえていっている最中なのか、初期だったら叩けば効果があるとか、

そういった外来生物の種としての特性と今の分布の特性と、そういったものを勘案して、次はどの生き物を叩かなきゃいけないのかというのを我々は考えているところです。

○赤井委員 すみません、ちょっと戻るかもしれないんですが、今の方法が最も効率的なのかということと、あと、根絶が正しいのかという2点について、ちょっと聞きたいんですけども、今の制度を見ていたら、もう既にいっぱい議論があるように、あまり努力するインセンティブみたいなのがないような設計になっていて、多分、報奨を与えるような形のほうが、当然リスクもあるので、不安定になったりいろいろ問題はあると思うんですけども、そのインセンティブはあると思うんですね。それでも、そういうインセンティブをつけるような制度よりも、本人を信頼してしっかりとプロフェッショナルに任すほうが、その制度設計としては望ましいという説得的な理由は何かあるでしょうか。多分、もう既に話された内容もあると思うんですけども、

○外来生物対策室 先ほど来、話をしていることにつけ加えてお話をするとすると、報奨金制度みたいなのは、実際に奄美で最初に実施をした経緯があって、その結果として、集落の周辺での捕獲は進んだけど、それ以外のところでは進んでないとか、作業が困難な山岳地域での捕獲が進まないとかいうことで、捕獲の実績が途中から上がらなくなったということがあって中止をした経緯があります。ですから、報奨金制度がいいのか、今の方式がいいのか、これはそれぞれ良し悪しだとは思いますが、今までのやり方で、それなりに効果が上がってきていると思っておりますので、当面はこのやり方で。

○赤井委員 効果は上がっていますが、効率性が落ちているのは確かなので、もう一度そこを見直して、両方の制度を併用するか、国民に、今の制度が報奨金制度よりも望ましいということ、より説得的に話せるような資料をつくるとか、そういうところは必要かなと思います。

○外来生物対策室 効率化、効率的な執行については、より効率的な方法について考えていきたいと思います。

○赤井委員 はい。で、ちょっと2点目は根絶するのがいいのかどうかと、根絶できるならいいと思うんですけども、不確実性もあるので、そこでちょっとお聞きしたいんですけども、希少種の量がどんどんふえてきていて、多分、そのふえる量も頭打ちになってくると思うんですけども、それをある程度、これぐらいいれば何とか今後ずっと維持していけるだろうというレベルにとめておく、要するに希少種を減らさないためには幾らかければ、だから、要するに根絶ではなくて、幾ら毎年かけていけば、その希少種を減らさなくて済むのか。



逆に言うと、マングースをこれ以上ふやさないためにはどれだけ最低限かければいいのか、そういうところのコストはわかるのでしょうか。

○関根外来生物対策室長 マングースがそもそも奄美大島に導入された時点では、数が十数頭ぐらいだったと言われておりまして、それを放置したばかりに、何万頭というところまで一挙にふえてしまってきている状況がございます。大体マングース、毎年、放置すると1.4倍の速度で増加をしていくということがございますので、それを現状に近い形で抑え込もうと思えば、やっぱり当然、現状かけている予算程度は必要になってくるということがございますので、これは、やっぱり早期に根絶するというのが、そういう経費の面でも有利ではないかと考えております。

○赤井委員 これは費用対効果になるとは思いますけれども、費用を例えば半減すると、もう現状を維持できなくなるんですか。その辺のシミュレーションみたいなのはできているんですか、今の。

○関根外来生物対策室長 半減しますと、現状レベルよりも当然捕獲できる数は……。

○赤井委員 捕獲は減りますけれども、捕獲は一部できるわけなので、要するにマングースの量が徐々に減るのか、ふえる、要するに半減するとふえる方向に行ってしまうのか、それでも、半減しても徐々に減っていくぐらいとれるのか。まあ、その半減というのはあれですけど、その金額次第でどのぐらい捕獲数が変わっていくのか、マングースの全体の額が変わっていくのかというところのシミュレーション的なところが、根絶を絶対に早くするというのなら、まあお金のかけようもあると思うんですけれども、一番いいお金のかけ方というのは、そこに見えてくるのかなと思うんですけれども。

○関根外来生物対策室長 幾らでどのぐらいふえるかというシミュレーションはやっておらないんですが、全く事業をやめてしまえば、10年でこの事業を始める前の状態に戻ってしまうだろうというシミュレーションはございます。ですので、ぜひともいろんな努力をして、早期の根絶を達成したいと。

○赤井委員 情報はどんどん出して積極的にやったらいいと思います。

○伊藤コーディネーター 水上さん。

○水上委員 ちょっとよくわからなかったんですけども、現状の数を維持するためにも、今と同じ予算がかかるという話が、今、説明の中にあっただんですけど、それはどういうことなんですかね。今の予算というのは、根絶を前提にしている予算だとすると、今よりは絶対に減らないとおかしくなると思うんですけど。

○関根外来生物対策室長 そこは申し訳ございません。少しは減らせるとは思いますけれども、その額の規模としては、そう大して変わらないのではなかろうかと。

○水上委員 まさにそこが物事の本質で、例えば、その倍かければ5年で根絶できるんですかという議論については、全くよくわからないという説明をずっとされているわけですよ。そうですね。今の倍の予算をつければ5年で根絶できるという関係にあるわけではないんですよ。そこをちょっと確認したいんですけど。

○外来生物対策室 単純に倍の予算をかければ半分になるということではないと思いますけれども、短期間に相当量のお金をかけて、人も投入してということであれば、それなりの短縮効果はあるとは思いますが。

○水上委員 つまり、インプットとアウトプットの間にどういう関係があるのかというのが、さっきの赤井先生のご質問だと思うんですけども、そこについてはどういう関係があるんですか。抽象的にたくさんお金を使えばたくさんとれるはずではなくて、どれだけお金をかけるとどれぐらいになるんですかと。

○赤井委員 10年がいいのか5年がいいのか、総合計額として何年が一番少なくなるんですかという、その関係がわかっていれば。

○外来生物対策室 その関係の数式みたいなものは出てないと思いますけれども。

○赤井委員 その辺りをやっぱりデータ整理して、10年が望ましいというのが普通なんじゃないですか。

○水上委員 つまり、そこがわからないのに10年このお金を使い続けたら根絶できることは言えるというのが私はよくわからないんですよ。

○外来生物対策室 そこは専門家のシミュレーションによって10年あれば根絶できるという……。

○水上委員 なんでそのシミュレーションだけあるんですか。なんでそのシミュレーションはあるのに、例えば1.5倍お金をかけたら何年になるかはわからないんですか。本当はあるんじゃないんですか。だって、わからないですよ、突然……。

○赤井委員 だから、5年から20年、30年ぐらいまでのシミュレーションは多分あるんじゃないんですかね。

○外来生物対策室 予算を2倍かけたら、3倍かけたらというシミュレーションは確かにしております。

○水上委員 何かそこが、究極的には、これ10年かけて26億かければ絶対に根絶できますと

というのがまず前提であれば、それを国民がもったいないと思うかどうかという議論になるんですけど、そこがまずはっきりしないんですよ、話を聞いていると。で、26億かけて10年たったけど、やっぱりいましたという、まあどうにもならない事業になりますよね。だから、そこがまずファクトとして明確だとすると論点ははっきりしていて、じゃあ26億かけるかどうかという議論になるんだけど、そこに行き着けてないというのが今問題意識としてあるんですけど、結局、そこには最後まで行き着けないんですか。10年たったら、きっと根絶しますよという説明をされても、事業理由としては不満足なんだけれども。

○関根外来生物対策室長 あくまでも、やっぱりその将来予測、シミュレーションでのものがございますので、それを我々としては、これまでの実績に基づくものでありますので、それなりの信頼性のあるものというふうに思っております。

○赤井委員 加えて、推計でもいいんですけど、10年が一番ベストだということも加えてください、15とか5じゃなくて。

○水上委員 そこがないと、やっぱり予算、認められないと思いますよ。それさえあれば、逆に、あとは価値判断の問題だから、マングースを根絶させることがいいか悪いかの話になると思うけど、それさえないのにお金をつけられるかということ、なかなかきついんじゃないかと思うんですよね。

○伊藤コーディネーター 最後に、国の役割として、今のやり方がいいのかどうかということがあると思うんですが、今はこれ、国の直接事業として、委託をしているというスキームになっていますけど、例えば、農水省がやっている鳥獣駆除であれば、あれは補助金にしている、基本的には地方が主体となってやるというスキームになっていると思うんですが、先ほどご説明の中で、この特定外来生物を駆除するための目的としては、多分、生態系の維持と、もう一つはアライグマのようにやはり被害、農作物の被害額が出ていると。完全に明確に分けられるのであれば、環境省でやっている事業は生態系の維持であって、だからこそ国が直接実施するんだという考え方もできるかもしれないんですが、実際には、多分、それはアライグマのようにして生態系の維持プラス農作物の被害防止というのも出てくる部分があって、やはりそこは、例えば駆除の技術の開発であるとか、あとは、その特定外来生物の指定は国の役割であったとしても、あとは地方であったり民間にゆだねていくという補助金方式であったり、そのほうが効率的にこの事業を運用できて、かつ効果的になるんじゃないかという考えも出ると思うんですが、そこはいかがなんでしょうか。

○関根外来生物対策室長 ご指摘のように、その生態系の維持の部分につきましては、そう

いった地方に対する財政的な支援という制度が今ございませんので、そういうものが将来的には制度として設けられることが望ましいと考えておりまして、そういう方向に進めるように努力をしたいと思っております。

○外来生物対策室　うちの、今この予算でやっている事業なんですけど、2本立てになっていて、一つは、世界遺産ですとかそういう非常に大事な場所、世界的にも大事な場所、日本の誇りになるような大事な場所で、国の保護地域になっているから国が責任を持って駆除していくというのをやっています。もう一個、広域に分布しているようなタイプのものは、やはりモデル的なその駆除手法を開発したり、それから、地域の関係者に対して情報提供して、みんなでやりましょうという機運を盛り上げていたり、そういうふうなお金の使い方をしているので、ある程度役割分担というものはできているのではないかと考えております。

○伊藤コーディネーター　私が申し上げたのは、事前のときには少しお話をしたんですが、やっぱり地方からすると、農作物の被害の防止というのはやっぱりメインになる部分があって、そのことと、ここでやっている効果というのはやはりダブる部分があるんじゃないかと思うんです。それは、アライグマをしながら、例えばシカやイノシシの駆除とセットでやるとか、そういうことを考えられている自治体も実際にある部分があって、であれば、農水省がやっている事業のスキームと合わせていくというようなことも考えられるんじゃないかと思うところだと思うんです。これは今の意見です。

では、コメントシートをご記入の終わった方から回収をお願いいたします。

高橋さん。

○高橋委員　駆除、防除の話はずっとしてきたのですけれども、勉強会するときにもお聞きしましたが、結局、もともとはちゃんと入れないということが、ある意味、根本的、抜本的な対策になるわけです。それについては、ほかの役所とかがやっている部分が大きいというような話だったと思うんですけれども、もう一度、その入れないという対策のほうについて、環境省、あるいはほかの役所も含めてで結構ですけれども、どういうふうに取り組んでいるのか。それと、この防除する側との連携関係ですよね。防除の側が、要するにこれだけ被害が出ているから、入れるほうをどう強化しようかとか、そういう連携の関係についてご説明をいただきたいんですけれども。

○関根外来生物対策室長　水際、日本に入ってくる部分の水際規制につきましては、税関ですとか、植物検疫所、動物検疫所でチェックをするという体制をとっております、持ち込まれるのを防いでいるという状況でございます。それから、そのチェックをしておりますけ

れども、気づかずに持ち込まれてしまうような小さなアリですとかそういったものの侵入状況につきましては、全国の主要な港湾ですとか空港の周辺でモニタリング調査を実施しております。ご指摘のように、この入ってこないようにする水際というのは重要であると考えておりますので、そこはこれからも、そういう調査を強化してまいりたいと考えております。

○高橋委員 今のお話、ちょっと何か苦しそうなご説明でしたけれども、やっぱり環境省としては、直接なかなかできないんだというのが正直なところということなんでしょう。

○関根外来生物対策室長 そういうことではなくて、制度的にこれ、外来生物についてはもう輸入禁止ということになっておりますので、そのチェックをほかの機関にもやっていただいて、現場にも職員を配置しております、それを環境省が全部サポートしている状況でございます。

○高橋委員 例えば、こちら、税関とか検疫所の予算を例えば2倍にふやせば、実はこちらのほうは全く要らなくなるとか、例えばですね、そういう可能性というのは検討したりとかというのは考えられるんでしょうか。

○外来生物対策室 もちろん水際で防ぐというのは大事なんです、今この事業でやっているものは、もう既に法律ができる前に、過去に日本に持ち込まれてしまって、増えて、生態系に被害を及ぼしているものを、とりあえず生態系の被害が大きいので、これは何とか対処しなきゃいけないということで回しているものですので、今後、その輸入のほうがしっかりと止まっておりますので、新たな侵略的な外来生物というものの入ってくるのは減っていくものと思っております。ただ、そうはいつでも、今まで入ってきてしまったものに対して何もやらなくていいのかということにはならなくて、大事なところはやっぱり駆除して守っていくということをやりたいと思っております。

○高橋委員 今のお話ですと、今後は、基本的には、もちろんそれは100%というわけにはいかないわけですが、基本的には入ってこないんだと、入ってくる例は非常に少ないんだと。なので、環境省としては、もう既に入ってきてしまったもの、法律ができる前に入ってきてしまったものを担当するということをやっているのがこれであると、そういう理解なわけですね。ということは、中長期的には、この事業というのはなくなっていく方向にあるという理解でよろしいわけですか。

○関根外来生物対策室長 そういう被害の拡大というものが防止できれば、この事業としては終了になるというふうに思います。

○高橋委員 ぜひ、その精神を忘れないでください。

○伊藤コーディネーター もうお一人ぐらいでどうでしょうか。

赤井さん。

○赤井委員 先ほど、国としての役割分担というのがあったと思うんですけども、これ、やんばるのほうは沖縄と役割分担をしているんですよね。奄美のほうは、基本的に国だけでやっているんですかね。そこのところはどういう役割分担になっているんですか。

○関根外来生物対策室長 その県によっていろんな役割分担がございまして、奄美は鹿児島県ですけども、マングースは一部、九州の鹿児島の本土のほうにも侵入している部分がございまして、その防除については、県のほうで一元的にやっていただいている、そういう役割分担をしております。

○赤井委員 そこは意見交換とか、随時、現地でやっているという理解でよろしいんですか。

○関根外来生物対策室長 はい。

○伊藤コーディネーター それではまとまっておりますので、横光副大臣、お願いいたします。

○横光環境副大臣 どうもありがとうございました。

この特定外来生物防除等推進事業のまとめでございますが、まず、コメントを申し上げます。非常に理論的異議は認めるが、事業の対象となる基準が全く見えないという意見。基準をできる限り明確化した上で事業の範囲を限定すべきだと。また、現時点の方法が最も効率的な方法であることを示すデータに欠けていると。作業員が努力しているのか、インセンティブのある制度設計になっていないという意見ですね。根絶するとしても10年が望ましいという説得的なデータが必要だという意見。また、マングースについては、このままでは効果が低く、根絶は難しいだろうと、一旦やめて報奨金制度に切りかえるべきではないかという意見。密度によって単価を変えることも必要だという意見がございまして。説明はクリアでわかりやすい、ただし、明確な方針が見えないということ。また、費用対効果も勘案し、捕獲方法を見直す必要がある。広域的に分布している外来生物については、地方自治体との連携体制を確立する必要があるというご意見。また、ゴールを明確にすべきである、個体数をゼロとするのではなく、絶滅可能な、種の存続が不能と予測できる個体数を目標として掲げるべきであろうとこういったご意見。そして、また低密度化した中で、いかに効率的に防除作業を進めるかを早急に示していただきたい。2年後ぐらいにもう一度推移を公開してほしいということです。

取りまとめの結果をご報告いたします。この防除等推進事業、現状維持が1、一部改善が2、

抜本的改善が3でございます。この結果、この防除等推進事業の評価結果は抜本的改善でございます。

また、私の思いでございますが、今いろいろとお話を聞く中で、やはりマングースを10年を目標に根絶するというお話、これもシミュレーションでそうなっているということですが、もう一つ、その確実性というか、そういったものが見えない。しかし、そういった思いでこれから取り組むということ。つまり、マングースの部分だけでは、この具体的目標が見えるんですね。しかし、そのほかのところはほとんど状況が見えないで、どこまで防除すれば目標が、事業目的が達成できるかどうかというのが非常に不明瞭でございました。また、やはり国費を投入するわけですから、国民への説明責任を果たせるように、いろんなご意見がございましたが、防除の方法をいろいろ工夫するとか、いろんな形で予算の縮減は努力すべきであると思っております。また、そういった縮減できた部分は、その他の外来生物対策にむしろ振り向けて、メリハリをつけるべきという感じがいたしました。

以上でございます。

○伊藤コーディネーター ありがとうございます。

以上で、この事業につきましては終了いたします。ありがとうございます。

では、最後に横光副大臣よりご挨拶をお願いいたします。

○横光環境副大臣 どうも委員の皆様方、今日は長時間にわたって本当にありがとうございました。非常に難しいご判断をされるような問題もあったかと思いますが、いろいろと適切なお意見等をいただきました。環境省といたしましては、皆様方のご意見を、やはりこれほどのように厳しい意見であっても国民の声だという思いで受けとめて、この概算要求等に反映させなければならない、こういった思いになったんだと思っております。

今回の結果を改めて申し上げますと、省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業、一部改善でございます。国際連合環境計画等拠出金、これは抜本的改善でございます。環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業、抜本的改善でございます。特定外来生物防除等推進事業、抜本的改善でございます。

この結果を踏まえて、環境省としてしっかり対応してまいりたいと思っております。本日は、本当にありがとうございました。

○伊藤コーディネーター 以上をもちまして、環境省の行政事業レビュー公開プロセスを終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

なお、今日の結果は、後日、環境省のホームページにアップされますので、またそちらを

ご確認いただければと思います。

午後 3時03分 閉会